

2024年合格目標 TAC・Wセミナー公務員講座

国家総合職

政治学①

(専門択一講義テキスト)

体験入学用テキスト

【ご案内】

当教材は、体験入学用の抜粋版となっており、政治学①の該当範囲を抜粋したものとなっております。

<講義進度表>

回数	学習項目	本書 対応ページ
1	□ガイダンス、政治の基礎概念（1～3章） (主な内容) 権力、政治的リーダーシップ、国家など	pp.1-31
2	□古代～近代の政治思想（4.1～4.4） (主な内容) 古代ギリシャ、マキャヴェリ、社会契約論など	pp.32-54
3	□近代の政治思想（4.5～4.9）、イデオロギー論（7章） (主な内容) 自由主義、民主主義、イデオロギー論など	pp.55-72 pp.86-93
4	□大衆社会と政治（8～10章） (主な内容) エリートと大衆、世論とマス・メディアなど	pp.94-118
5	□現代政治理論（11～12章） (主な内容) 現代の民主主義論、現代の自由論など	pp.119-145
6	□政治過程の理論（13章） (主な内容) 政治システム論、政治文化論の理論など	pp.146-160
7	□選挙と投票行動（15章） (主な内容) 選挙制度、投票方向のモデル、投票参加のモデル	pp.165-180
8	□政党と利益集団（16～17章） (主な内容) 政党、利益集団	pp.181-207
9	□政治体制（18章）日本の政治（19章） (主な内容) 政治体制の比較、議会類型など	pp.208-229
10	□日本の政治（19章） (主な内容) 戦後政治史、立法過程、政党、利益集団など	pp.230-253
11	□各国政治（20章） (主な内容) アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの政治など	pp.254-282
12	□政治思想の補足（5～6章）、意思決定の理論（14章） (主な内容) 日本政治思想史、フェミニズムなど	pp.73-84 pp.161-164
13	□比較政治学（21章）、制度論（22章） (主な内容) 民主化の理論、福祉国家論、経済と政治体制など	pp.283-308

講義進度表は教室講座において各講義回で触れる内容と受講後に本書で確認しておくべき箇所を示しております。教室講座・通信講座の方は今後の学習進度の確認や理解の確認のために活用してください。

※「スタートアップ講義」をご視聴されていない方は、まず「スタートアップ講義」をご覧ください。

<目次>

I. 政治の基礎概念	1	10.3. マス・メディアの限定効果論	111
1. 権力と支配の正統性	2	10.4. マス・メディアの新強力効果論	113
1.1. 政治の概念	2	IV. 現代政治理論	119
1.2. 古典的な権力論	3	11. 現代の民主主義	120
1.3. 不可視の権力	6	11.1. 現代民主主義の理論	120
1.4. 非ゼロサム的権力	10	12. 現代の自由論	126
1.5. 支配の正統性	11	12.1. 新しい自由論	126
2. 政治的リーダーシップ	16	12.2. 現代の政治哲学	130
2.1. 支配とリーダーシップ	16	V. 政治過程	146
2.2. リーダーシップの特性論	16	13. 政治過程の理論	147
2.3. リーダーシップの状況論	17	13.1. 政治システム論	147
2.4. リーダーシップの相互作用論	18	13.2. 政治文化論	150
2.5. 現代組織論のリーダーシップ論	19	13.3. 本人代理人モデル	156
3. 国家	23	14. 意思決定の理論	161
3.1. 国家の変遷	23	14.1. 中位投票者定理	161
3.2. 国家論	28	14.2. 投票のパラドックス	162
3.3. イデオロギー	30	14.3. 社会的決定に伴う費用	163
II. 政治思想	32	15. 選挙と投票行動	165
4. 西欧政治思想	33	15.1. 選挙制度	165
4.1. 古代ギリシャの政治思想	33	15.2. 投票方向の理論	172
4.2. キリスト教と政治思想	36	15.3. 争点投票モデルと業績投票モデル	174
4.3. ルネサンスと宗教改革	37	15.4. 投票参加の理論	175
4.4. 市民革命と政治思想	43	16. 政党	181
4.5. アメリカ独立革命と政治思想	55	16.1. 政党的な発生とその機能	181
4.6. 19世紀の政治思想	58	16.2. 政党的な類型	182
4.7. 社会主義の思想	63	16.3. 政党システム	186
4.8. 自由主義と民主主義	66	16.4. 合理的選択論と政党	191
4.9. 議会主義	68	16.5. 連合政権の理論	192
5. 日本政治思想	73	17. 利益団体	198
5.1. 明治啓蒙思想	73	17.1. 利益団体の発生とその機能	198
5.2. 自由民権運動	74	17.2. 利益団体の分類	199
5.3. ナショナリズム	76	17.3. 利益団体の形成	200
5.4. 社会主義	77	17.4. 利益団体政治の分類	203
5.5. 大正デモクラシー	77	VII. 政治制度	208
5.6. 戦後日本の思想	79	18. 政治体制	209
6. フェミニズム	81	18.1. 政治体制の類型	209
6.1. 第一波フェミニズム	81	18.2. 民主体制の類型 (政治機構)	212
6.2. 第二波フェミニズム	82	18.3. 民主体制の類型 (政治文化)	215
III. 大衆社会と政治	85	18.4. 議会の類型	217
7. イデオロギー論	86	19. 日本の政治	221
7.1. イデオロギーの理論	86	19.1. 戦前の政治制度	221
7.2. イデオロギーの終焉	91	19.2. 日本政治史	222
7.3. 現代のイデオロギー	92	19.3. 日本の選挙制度	229
8. エリート論	94	19.4. 日本の投票行動	237
8.1. 古典的なエリート論	94	19.5. 日本の立法過程	238
8.2. アメリカのエリート論	96	19.6. 日本の政党	242
9. 大衆社会論	100	19.7. 日本の利益集団	245
9.1. 大衆社会の理論	100	19.8. 民主党政権	247
9.2. 政治的無関心	105	20. 各国政治	254
10. 世論とマス・メディア	109	20.1. イギリスの政治	254
10.1. 世論	109	20.2. アメリカの政治	259
10.2. マス・メディアの機能と効果	109	20.3. ドイツの政治	267

20.5. イタリアの政治	274	22.2. 歴史的制度論	299
20.6. 中国の政治.....	275	22.3. 政治体制と経済成長	301
20.7. 韓国の政治.....	276	22.4. コーポラティズムの経済実績	302
20.8. ロシアの政治.....	277	22.5. 政治体制とマクロ経済政策	303
21. 比較政治学	283	VII. 資料	309
21.1. 民主化の理論	283	近年の専門論文試験の問題	309
21.2. 福祉国家論	288	人名索引	311
21.3. 資本主義の多様性	292		
22. 制度論	297		
22.1. 政治学の歴史	297		

<参考文献>

■政治学全般

- 阿部斉 (1991) 『概説現代政治の理論』東京大学出版会
 大嶽秀夫ほか (1996) 『政治学』有斐閣
 堀江湛ほか (2002) 『現代政治学〔第二版〕』法学書院
 加茂利男ほか (2007) 『現代政治学〔第3版〕』有斐閣
 久米郁男ほか (2011) 『政治学〔補訂版〕』有斐閣★△
 苅部直ほか (2011) 『政治学をつかむ』有斐閣
 佐々木毅 (2012) 『政治学講義〔第二版〕』東京大学出版会
 川出良枝ほか (2012) 『政治学』東京大学出版会○△
 砂原庸介ほか (2015) 『政治学の第一歩』有斐閣○
 木寺元 (2016) 『政治学入門』弘文堂○
 中西寛ほか (2013) 『国際政治学』(有斐閣)
 村田晃嗣ほか (2015) 『国際政治学をつかむ』(有斐閣)

■政治思想史

- 宇野重規『西洋政治思想史』(2013) 有斐閣★△
 小笠原弘親ほか (1987) 『政治思想史』有斐閣
 川崎修ほか (2011) 『現代政治理論〔新版〕』有斐閣★△
 小寺聰 (2009) 『倫理用語集〔改訂版〕』山川出版社
 佐々木毅ほか (1995) 『西洋政治思想史』北樹出版△
 滝川裕英ほか (2014) 『法哲学』有斐閣

■政治過程論

- 伊藤光利ほか (2000) 『政治過程論』有斐閣★△
 川人貞史ほか (2011) 『現代の政党と選挙〔新版〕』有斐閣☆△
 小林良彰 (2000) 『選挙・投票行動』東京大学出版会△
 小林良彰 (1994) 『選挙制度』丸善△
 蒲島郁夫ほか (2010) 『メディアと政治〔改訂版〕』有斐閣△
 蒲島郁夫ほか (2012) 『イデオロギー』東京大学出版会△
 待鳥聰史 (2015) 『政党システムと政党組織』東京大学出版会△
 谷口将紀 (2015) 『政治とマスメディア』東京大学出版会△

■日本の政治

- 村松岐夫ほか (2001) 『日本の政治〔第2版〕』有斐閣
 石川真澄ほか (2010) 『戦後日本政治史〔第3版〕』岩波書店
 大山礼子 (2003) 『国会学入門〔第2版〕』三省堂
 平野浩ほか編 (2011) 『アクセス 日本政治論〔新版〕』日本経済評論社
 御厨貴編 (2003) 『歴代首相物語』新書館
 北岡伸一 (2011) 『日本政治史』有斐閣☆
 佐々木毅ほか編 (2011) 『ゼミナール現代日本の政治』日本経済新聞出版社△

■各國政治

- 網谷龍介ほか編 (2014) 『ヨーロッパのデモクラシー [改訂第2版]』ナカニシヤ出版
馬場康雄ほか編 (2010) 『ヨーロッパ政治ハンドブック [第2版]』東京大学出版会
中村勝範編 (2005) 『主要国政治システム概論 [改訂版]』慶應義塾大学出版会
川人貞史 (2015) 『議院内閣制』東京大学出版会
久保文明ほか (2017) 『アメリカ政治 [第3版]』有斐閣

■比較政治学

- 河野勝ほか編 (2002) 『アクセス 比較政治学』
新川敏光ほか (2004) 『比較政治経済学』有斐閣
眞柄秀子ほか (2004) 『比較政治学』放送大学教育振興会△
建林正彦ほか (2008) 『比較政治制度論』有斐閣☆△
粕谷祐子 (2014) 『比較政治学』ミネルヴァ書房
久保慶一ほか (2016) 『比較政治学の考え方』有斐閣
田中拓道ほか (2020) 『政治経済学』有斐閣△

■事典類

- 大学教育社編 (1998) 『現代政治学事典 [新訂版]』ブレーン出版
猪口孝ほか編 (2000) 『政治学事典』弘文堂

◎初学者向け (試験対策としては不十分だが、導入として有益なもの)

★出題の典拠としてよく用いられている国家総合職の政治学の基本書と呼べる書籍

☆中級者 (専門科目として政治学を学習した経験がある者) 以上に薦められる書籍

△過去10年間に政治系科目の試験委員を務めた者が執筆している書籍

<凡例>

- (1) 本文の注釈については、側注①②で表記している。人物の略歴については原則的に†で表記しているが、特に解説が必要な場合には補説の形で表記している場合もある。
- (2) 関連トピックがある場合には、[☞ ■10.1] と表記している。
- (3) 各章末には国家総合職以外の問題を中心とした肢別の過去問を引用している。問題集で取り組む前にまずはこちらの過去問を講義進行とあわせて確認するとよい。
- (4) テキストの記述の根拠となる文献については、①いわゆる「基本書」には言及のない場合、②やや細かいところに関わる記述であるため「上級者」向けに典拠を明記しておきたい場合などを中心として明示している。インターネット等で検索すればすぐに分かる程度の情報については紙幅の関係で書誌情報を最低限にしているところもある。必要な場合には担当講師に尋ねて欲しい。

<諸注意>

- (1) ナショナリズム・政策決定論の分野については一定の出題があるが、国際関係や行政学の講義で学習するので、本講義では取り扱わない。
- (2) 戦前日本政治史の分野については一定の出題があるが、出題レベルは概ね大学受験レベルであり、独学で対応したほうが効率的な分野なので、本講義では取り扱わない。

I. 政治の基礎概念

1. 権力と支配の正統性

- 1.1. 古典的な権力論
- 1.2. 不可視の権力
- 1.3. 非ゼロサム的権力
- 1.4. 支配の正統性

2. 政治的リーダーシップ

- 2.1. 支配とリーダーシップ
- 2.2. リーダーシップの特性論
- 2.3. リーダーシップの状況論
- 2.4. リーダーシップの相互作用論
- 2.5. 現代組織論のリーダーシップ論

3. 国家

- 3.1. 国家の変遷
- 3.2 近代国家から現代国家へ
- 3.3. 国家論
- 3.4 イデオロギー

1. 権力と支配の正統性

1.1. 政治の概念

■1.1.1. 政治とは何か

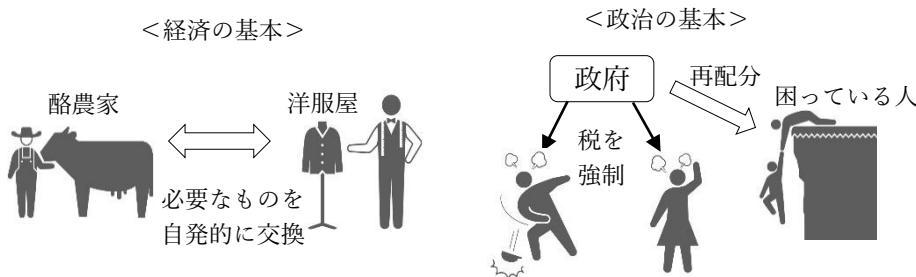
□ 様々な政治の定義

政治の定義は学者の数だけ存在するとも言われる。例えば、憲法学者 C. シュミットは政治を「友と敵の区別」であるとし、経済学者 K. マルクスは政治を「階級闘争」であると定義している。[☞IV. ■11.1.1, II. ■4.7.4]

□ イーストンによる政治の定義

このように論者によって様々であるが、政治学において最も有名な定義がアメリカの政治学者 D. イーストンの定義である。彼によれば、政治とは、「社会に対する価値の権威的配分」であるという。すなわち、社会という集団において、財、権利、安全など価値があるものを、誰が優先的に使用したり利用したりできるかを、拘束力のある形で決定するのが政治というわけである。[☞V. ■13.1.3]

図表：経済学と政治学の比較



■1.1.2. 権力と正当性

□ 政治学の分析対象

以上のように政治とは、「集団として意思決定し、負担や便益を配分し、集団の間に秩序を形成すること」であるとも言い換えられる。集団として意思決定をすることは、学校のクラスでも企業でしばしば見られるが、政治学という学問の場合には、主な分析対象は、国家や政府となる。そして、分析の際には以下の 2 つに特に注目する。

□ 権力(強制力)

そもそも国家や政府の決定に従わない者がいたらどうするのか。国家は、決定やルールに違反し秩序を乱す者を従わせることのできる能力を必要とする。この権力にはどのようなものがあるかということも政治学の重要な分析の対象となる（権力論）。

□ 正当性（正統性）

そもそもなぜ人々は国家や政府に従う必要があるのか。国家が成り立つためには、人々に集団としての決定やルールに従うことが「正しい」とだと人々に思わせることが必要であり、その手段や方法が問題となる（支配の正当性）。

1.2. 古典的な権力論

■1.2.1. ヴェーバーの権力論

□ 定義

権力の古典的定義として有名なのが、M.ヴェーバーによるものであり、権力を「ある社会関係の中において、抵抗を排除してでも、自己の意志を貫徹しうるすべての可能性」としている。

□ 特徴

以上の定義においてポイントとなるのは、「抵抗を排除してでも」という点である。相手が抵抗したときに、それを排除できなければ権力を有するとは言えない。相手の抵抗をはねつけて自分がやりたいように出来るときに権力があるといえるのである。

■1.2.2. 権力の実体概念と関係概念

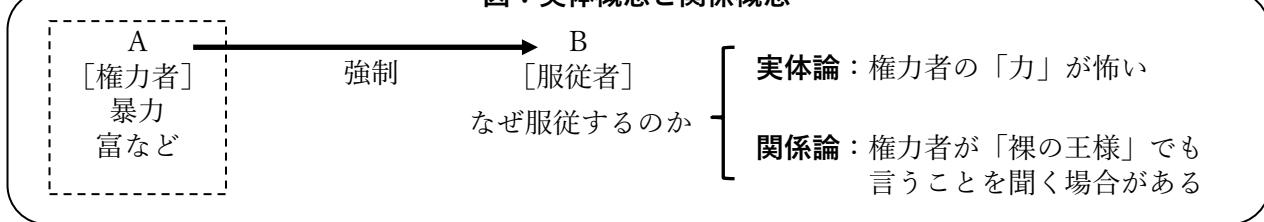
□ 特徴

ヴェーバーの定義以外にも政治学には様々な権力の定義が存在している。これらの多様な権力論を政治学者C.フリードリッヒは、**実体概念**と**関係概念**の2つに分類している。

□ 実体概念と関係概念の比較

	権力の実体概念 (実体的権力觀)	権力の関係概念 (機能的権力觀)
定義	人間あるいは人間集団が「所有」するものとみる立場で、具体的な権力行使の諸形態の背後に一定不変の権力そのものという「実体」があるという考え方。	具体的な状況における人間(あるいは集団)の「相互作用」において捉える立場で、権力を具体的な状況や人間関係の中で、どれだけの服従を確保できるかという実効(機能)に即して見ようとする考え方①。
主な論者	<ul style="list-style-type: none"> ・N.マキャヴェリ ⇒権力資源：暴力(軍隊)の集中 ・K.マルクス ⇒権力資源：富(生産手段)の所有 ・H.ラズウェル ⇒権力資源：富や知識などの多様な価値 	<ul style="list-style-type: none"> ・R.ダール 「Aの働きがなければBは行わないであろうことを、AがBに行わせる限りにおいて、AはBに対して権力を持つ」

図：実体概念と関係概念



□ 特徴

政治学の世界では、その直感的な理解しやすさ故にかつては実体概念が支配的であった。しかし政治の科学的分析が重視されるようになると、関係概念が主流となったとされている。

† M. Weber (1864-1920)はドイツの思想家・社会学者。近代社会の特徴である合理化を理論的に究明。主著に『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、『職業としての政治』、『経済と社会』がある。

①アンデルセンの寓話「裸の王様」が示すように、実体的な価値を保有しているなくとも、服従する側がそう思い込むだけで権力関係は生じる。ここに、権力の実体に基づかない権力を論じる関係論の意義がある。

■1.2.3. ラズウェルの権力論

□ 「価値剥奪」としての権力

アメリカの政治学者 H.ラズウェルは、権力とは「ある行為の型に違反すれば、価値剥奪が期待されるような関係」であると定義した。つまり、言ふことを聞かなければ、大事にしている「価値あるもの」を奪われる可能性があるときには言ふことをきく、つまり権力が発生したと考えているのである [☞■22.1]。

□ 権力資源としての「多様な価値」

では、「価値あるもの」とは何か。人間は富、健康、愛など様々なものを価値あるものと考えている。ラズウェルはこれら「多様な価値」が権力行使の際の手段となると考えたのである①。

以上のようなラズウェルの権力論については、様々な価値を実質的な権力行使の手段として位置づけているため、権力の実体概念に分類される。なお、政治学者によつてはラズウェルを関係概念に分類する者もいるが、公務員試験の出題実績から本書では実体概念として位置づけている。

□ 権力追及者

ところで、人間の追求する価値は多様である。知識や愛を追い求める人も多くいる中で、権力を追い求める者もいる。このように「何よりもまず権力を追求する人間」をラズウェルは**権力追及者**と呼んでいる。

ラズウェルによれば、「権力追及者は価値剥奪の補完に対する一手段として権力を追求する」という。つまり、何らかの理由で低い評価を受けた人が、それを克服するために権力を求めるというのである。

□ 政治的人間

ただし、権力を追求する者すべてが権力を所有できるわけではない。権力を有する政治の場で活躍するには、必要な技能（例えは雄弁）、何らかの機会（例えは選挙）が必要となる。このように政治の場で活動できる人間をラズウェルは「**政治的人間**（Political man）」と呼び、3つのタイプ（扇動型：ヒトラー、行政家型：ブレジネフ、理論家型：マルクス）に分類している②。

そして、この政治的人間の心理的メカニズムを【 p } d } r=P】として定式化した。例えば、田中角栄を事例に説明しよう。

角栄は新潟県の比較的裕福な農家に生まれたが、祖父の商売が失敗して家運が傾き貧乏生活を余儀なくされた。幼少期は引っ込み思案で吃音（どもり）であったが浪花節をうなることで徐々に克服したという（私的動機）。16歳で上京し、終戦間際には土建屋でそれなりの財をなした。終戦は田中のような無名の若者でも出馬をするチャンスをもたらし、二度目の選挙で当選した（私的動機の公的目標への転位）。角栄は地元の選挙区の都市部では支持を獲得できなかつたため、苦肉の策として僻地の農村部を中心に回り草の根で支持を獲得したという（私的動機の合理化）。やがて中央政界でのしあがり、「日本列島改造計画」で地方の発展に尽力することになるのである（参考：新川敏光『田中角栄』（ミネルヴァ書房）第2章）

【p} d} r=P】の各変数

- p : private motives (私的動機)
- d : displacement (私的動機の公的目標への転位)
- r : rationalization (私的動機の合理化)
- P : Political man (政治的人間)

† H. Lasswell (1902-78) はアメリカの政治学者。政治学にフロイトの精神分析の手法を導入し、政治行動を心理的要因から分析することを重視した。C.メリヤムなどと共にシカゴ学派を形成し、行動主義を政治学に取り入れることに貢献した。主著に『権力と人間』(1954)がある。

① ラズウェルは人間が追求する価値を、権力、尊敬、道徳、愛情、健康、富、技能、知識（計8つ）に分類し、権力手段となる価値のことを、権力基底（power base）と呼んでいる。

② 政治的リーダーには、「挫折した経験の持ち主」、「地方の出身」、「肉体的経験欠陥のある者」、また「きびしいしつけで高い成功水準を求められる中産階級出身」などが比較的多いことが、その例証とされる。ラズウェルは、様々な「挫折」が権力への飽くなき欲望を生み出すとし、マルクスは哲学博士号を持ちながら大学に就職できず、ナポレオンはコルシカという辺境の出身で短身であることが影響しているなどと述べている。当時のアメリカではフロイトが流行しており、ラズウェルの以上のような分析はフロイトの議論を応用したものとなっている。

■1.2.4. ダールの多元主義的権力

□ 権力の関係論

アメリカの政治学者 **R.ダール**は、「A の働きがなければ B は行わないであろうことを、 A が B に行わせる限りにおいて、 A は B に対して権力を持つ」と定義している。

以上の定義は、権力者の有する「力」そのものには注目せず、服従者の反応を重視している点に特徴がある。つまり、権力者と服従者の「関係」からとらえた定義であり、権力の関係概念に分類される。

□ 多元主義的権力

また、ダールは後述するようにアメリカ社会の多元性を強調した多元主義の代表格とみなされたので、こうした権力論は**多元主義的権力**とも呼ばれる。多元主義的権力は以下のように権力を理解する点に特徴がある。

①権力資源の多様性

権力を行使するときに動員する手段(権力資源)は、人員、資金、権限、情報、専門的技能など多様であり、これらの権力資源は様々な個人や集団に多元的に存在していると考える。つまり、どこかにすべての力を独占した権力者集団がいるという見方を否定している点に特徴がある。

【☞III.■8.2.2】

②観察可能な事象としての権力

また、多元主義的権力観で、権力行使は実際の行動を直接観察しなければならないと考えている。つまり、「A の強制で B がある行動をとった」という事実があって、そこに権力が発生したと解されるのである。後述するように権力論には「見えない権力」を分析しようとする議論があり、ダールの権力論とは対照的なものとなっている。【☞■1.3.2】

③権力は量的に把握可能で、権力の大きさは比較衡量できる

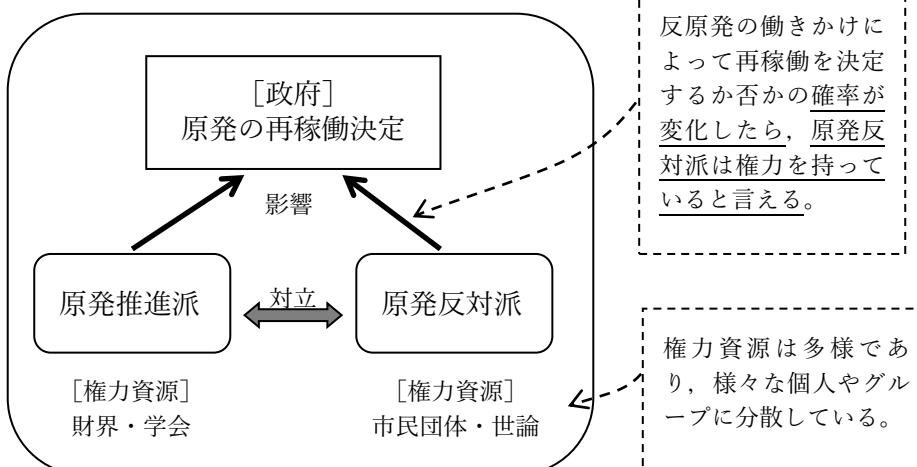
そして、多元主義的権力観では、A が「働きかけをした場合」と「しなかった場合」を比較するなどして、A の持つ権力の大きさは計算できるという前提に立つ。つまり、権力を主観的にではなく客観的に分析しようという点に特徴がある。このようにダールは科学的な政治学を推進した点でも知られている②。

† R. Dahl (1915-2014) はアメリカの政治学者。戦後アメリカ政治学の第一人者で、イェール大学名誉教授。多元主義、地域権力構造論争、ポリアーキーなど現代政治学を語る上で重要な概念を数多く提示した。

①ダールは、権力は一握りのエリートに独占されているという S.ハンターのエリート論を批判し、様々な個人・集団に分散しているという多元主義を主張した。この論争は「地域権力論争」と呼ばれる。

②ダールは、A が a に対して何もしないときに、a がある行為 x をする確率と、A が a にある働きかけ w を行ったときに、a が x を行う確率の差として権力の大きさを測ることを提案している。例えば、A(大統領)が増税を全国放送で訴える／訴えない、によって、a(上院)が増税案に賛成投票をする可能性は高まるのかどうかをという点から権力を測定・記述することが可能となる。(阿部[1991]pp.10-11)

多元主義権力論から見た原発問題



1.3. 不可視の権力

■1.3.1. 明示的権力と默示的権力

権力論は、明確な対立関係を伴った行為者間の関係を前提とする立場（明示的権力）と、明確な対立関係がみられない状況を前提とする立場（默示的権力）に分類できる。

	明示的権力	默示的権力
概要	権力を、明確な（対立する）意図を持った行為者間の関係としてとらえる立場	明確な対立関係が見られない、あるいは対立しているという意識のない権力関係
主な理論	<ul style="list-style-type: none"> ● M.ヴェーバーの権力論 ● H.ラズウェルの権力論 ● R.ダールの多元主義的権力論 	<ul style="list-style-type: none"> ● C.フリードリッヒの予測的対応 ● バクラックとバラツの非決定権力 ● S.マルクスの三次元的権力 ● M.フーコーの権力論

■1.3.2. バクラックとバラツの「非決定」

□ 背景

すでに学習したように、ダールの多元主義的権力は観察可能であることを前提としていた。しかし、アメリカの政治学者 P.バクラックと M.S.バラツは、権力には「2つの顔」があるとして、多元主義的権力では説明できない権力のもう一つの側面に注目した。それが「非決定」(non-decision)の権力である。

□ 定義

非決定権力（権力の非決定）とは、潜在的争点があるにもかかわらず、それを表面化させない権力作用であり、「争点化を挫折」させたり、「<安全な>争点に決定作成の範囲を制限」したりする作用をいう。つまり、ある問題が課題になることを妨げる権力（課題設定の防止）、言い換れば、特定の利益の社会的表明が抑制される形で機能するのが非決定権力である①。

□ 具体例

例えばある企業城下町を想像しよう。その市はある大手製造業の本社があることで潤っており、たくさんの税収を市にもたらしている。市長や市議会はその企業から何ら働きかけがなくとも、会社の立場を考慮して、あえて大気汚染防止を議題としては挙げず、大気汚染防止条例を骨抜きにするようなことをするかもしれない。このように、非決定権力は企業（経済）の権力を分析するのに適した側面もある②。

□ 理論的背景

以上のような権力の非決定論は、エリート支配を強調するマルクス主義に影響を受けた政治学者によって提唱された議論であり、「世の中には、隠れた少数の支配者が実は存在している」という発想が背景にあるという指摘もある（伊藤 [2000] p.57）。

①このような主張に対しては、多元主義の側から批判がある。争点化されない（事件化されない）ものを扱うとはいうが、仮に本当にそうだとしたら、それはどのように観察したのかという問題がある。この点で非決定権力は整合性がとれていませんという課題がある（伊藤 [2000] p.25）。

②事例をもう一つ追加しておこう。ある自動車メーカーの販売する欠陥自動車が問題となったときに、その自動車メーカーがスポンサーとなっている新聞社の記者は、メーカーから圧力がないにも関わらず、予期される反応を考慮して、その報道に躊躇し、問題が表面化しなかった。以上は大嶽秀夫『現代日本の政治権力・経済権力』（三一書房）の研究である。

■1.3.3. ルークスの「三次元的権力」

□ 背景

先に見た非決定権力は「見えない権力」であるというが、実際にはどうだろうか。先述の事例で言えば、環境保護を重視する市民からすれば「大事な争点が議論されていない」ということは明らかであり、権力は<見えている>はずである。では、本当に<見えない権力>とは何か。これを論じたのがイギリス出身の政治学者 **S.ルークス**である。

□ 権力の3つの分類

まず、ルークスは、従来の主な権力論を「**一次元的権力**」と「**二次元的権力**」に分類している。一次元的権力とは多元主義的権力であり、二次元的権力は非決定権力が該当する。先と同じく企業城下町を事例にしよう。企業が市長に圧力をかければ、そこには明確な権力が見られる。これが一次的権力である。

そして、企業が何も働きかけなくても市長が企業に<忖度>して企業寄りの決定をする。これが二次元的権力である。ただし、そこでは環境保護が無視されたと感じる市民がいる。つまり、対立は表面上隠蔽されているが、潜在的には存在するわけである。したがって、この権力はある意味<見えている>わけである。

□ 三次元的権力

そこで、ルークスは新たな権力概念として「**三次元的権力**」を提唱した。三次元的権力とは、人々の知覚や認識、さらには選好までも形成する作用をいう。例えば、環境保護など考えもしないように市民を<教育>してしまえば、環境保護という争点が握りつぶされているとは誰も思いもしないだろう。利害対立の認識自体が存在しないのであるから、これが真の意味での<見えない権力>となる。

このようにマス・メディアや社会化諸過程（教育など）を通じて、人々の選好や認識が形成される構造やプロセスを権力と見るのが三次元的権力である①。

† S. Lukes (1941-) は英国出身の政治学者。『ガリバー旅行記』を彷彿とさせる『カリタ教授の奇妙なユートピア探検』という政治的寓話も手掛ける。共産主義の国ではカール君とフリードリッヒ君が登場する。

①例えば、かつて文部科学省と経済産業省は「原子力でみんな笑顔」「ぼくたちの未来を運ぶ原子力」などのテーマで児童向けのポスターイベントを主催していた。このように原発の安全性など誰も疑問に思わないよう仕向けるというのは三次元的権力の一形態である。

	一次元的権力	二次元的権力	三次元的権力
概要	多元主義的権力 (ダール)	非決定権力 (バックラックとバラツ)	人々の知覚や認識から選好までをも形成する作用
対立の状況	対立が顕在化 <対立の自覚あり>	対立を隠蔽 <対立の自覚あり>	対立の認識が消滅 <対立の自覚なし>

□ 評価

マルクス主義の「虚偽意識」に近い概念である〔☞III.■7.1.2〕。ただし、権力の不可視性を強調するものの、その不可視性ゆえに実証的な裏付けの乏しい解釈や推論に頼らなければならず、経験的な政治過程研究にはあまりふさわしくないとされる（伊藤 [2000] p.26）。

■1.3.4. フーコーの権力論

□ 背景

これまで見てきた権力論は、権力を「私の選好とは異なることを強制するもの」とみなしている点では概ね共通していた。これに対してルーカスの三次元的権力が画期的であったのは、その「選好が作られる構造」自体に注目した点である。このような性格の権力を、ルーカスとは異なる観点から論じたのがフランスの哲学者 **M.フーコー**(1924-84)である。

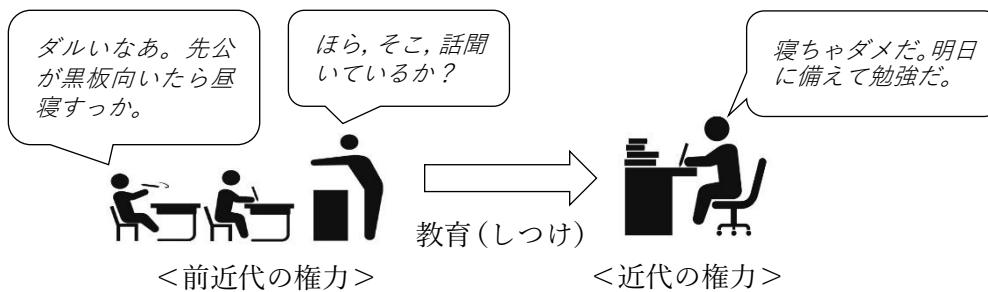
□ 「監獄の誕生」

フーコーは重要な著作を数多く残しているが、政治学において最も重要なのは『監獄の誕生』(1975)である。この本でフーコーは、近代社会において刑罰の観念が劇的に変化した点を分析している。

彼によると、前近代の社会では公開処刑や鞭打ちといった見せしめ的な刑罰が主流であったが、18~19世紀になると、犯罪者を監獄に隔離し、犯罪者の人間性を矯正し更正させるという教育的な意味が強調されるようになったという。

すなわち、監視と訓練を通じて人々の精神と身体に「正しい行為」を植え付け、自己規律できる人間を作り出す。このように「自律した個人」を作ることが近代社会に登場した新たな権力であるとしたのである。

図表：前近代の権力と近代の権力



□ 規律権力

以上のような権力を、フーコーは「**規律権力**」(discipline)と呼んでいる。この規律権力は刑務所だけに限定されるものではない。近代社会では、軍隊、工場、学校、病院などの集団管理の場で、監視と指導を通じて、要するに<しつけ>によって、人々に「正しい」行為の規範を内面化・身体化させると彼は考えたのである。

例えば、学校という場所は試験・監視・賞罰を通じて「自律した人間」を形成することを目的とした場所である。試験では一人ひとりに点数が付けられ、教師はその点数に注目し(監視)、そこで点数が悪ければ叱り、点数が良ければ褒める(賞罰)。このような環境の中で、生徒は次第に高い得点を目指し、自ら進んで学習できる、つまり「自律した個人」に成長するのである。

□ 真理自体が権力である

では、学校、刑務所、病院などといった場所で「正しい」とされる行為は何によって根拠づけられているのか。それは心理学、精神医学、教育学などの諸学問である。本来学問とは真理を探求するものであり、人間は真理を学ぶことで無知蒙昧から解放されて自由になると考えられている。しかし、「自律した個人」こそが権力だとしたら、自律した正しい個人に理論的根拠を与える真理(学問)もまた権力であるというのがフーコーの主張である①。

† M. Foucault (1924-84) はフランスの構造主義の代表的思想家。主著に『狂気の歴史』(1961) や『監獄の誕生』(1975) などがある。地方の名家で成功した医師である父を持ち、高等師範学校では優等生。他方で、同性愛に苦しみ自殺を図ったこともある。ドラッグやSMに耽り、60歳を前にエイズで亡くなった。ただし、私生活をその著作の解釈に持ち込むことは大きな誤解をもたらしかねないという点に留意したい。そういう安易な同定こそが権力作用の一つである。「私が何ものであるかをたずねないでください、…これは戸籍係の道徳…」(『知の考古学』)という有名な言葉がある。(参考: G.ガッティング『フーコー』 pp.1-5)

① 例えば、国立国会図書館(メインホール)の碑文には「真理がわれらを自由にする」と刻まれている。学問は本来人間を偏見や陋習から解放=自由にするためのものと考えられているからである(そもそもの出典は聖書の「ヨハネによる福音書」8:32)。「真理自体が権力」とはその逆説を述べた言葉である。

□ 特徴

従来の政治学は権力の主体を主に国家としてきた。しかしフーコーによれば権力は、社会のあらゆる場面において日常的な相互行為のネットワークとして作用する、「無数の力関係」だとされる。

このような権力論は、当事者の意図に関わらず、特定の社会的現実を創出したり維持したりする「構造」を分析するもので、「構造としての権力」とも呼ばれる。

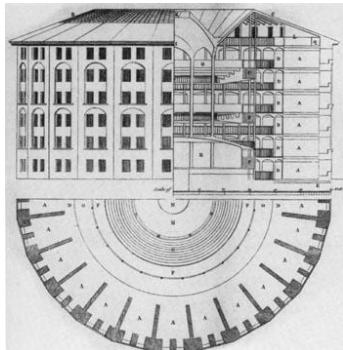
□ フーコー以降の権力論

権力と自由の問題は現代社会でも重要課題であり、近年はセキュリティ（安全）というテーマで語られることが多い。犯罪やテロといったセキュリティ対策のために国家レベルの監視強化は当然として、企業や地域社会においても監視カメラが張り巡らされるような「監視社会」が現代では登場している。

他方でこの「監視社会」は我々にとってはある種のメリットも有している。例えば、インターネットで検索し、通販サイトで買い物をする時、その企業は我々の検索履歴や購入履歴を把握し、その個人が再度アクセスした時には過去のデータから予測される興味のありそうな広告や「おすすめ」の商品が提示される。これは企業による「監視」そのものであるが、我々はそれを便利な機能としても受け入れている。

このように現代社会はフーコーが論じたような学校という「監禁」状態で規律権力が作用する段階よりもさらにその先に進んでいる。このような情報処理とコンピュータ・ネットワークに支えられた新たな権力をフランスの哲学者 **G.ドゥルーズ**は「管理型」権力と呼んでいる（苅部 [2011] p.12)。

図表：パノプティコン



パノプティコン（一望監視装置）とは、英国の思想家J.ベンサムが最小限の監視費用で犯罪者の更生を実現するための装置として考案した刑務所である。フーコーはこのパノプティコンを、規律権力の代表的な事例としてとりあげている。

パノプティコンでは、中央の監視塔からすべての独房が丸見えの状態なのに対して、独房からは監視塔は見えない構造になっている。このような状態に置かれた囚人は、監視塔からの眼差しを内面化して、自分を監視するようになる。

(出典) <http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Panopticon.jpg>

■補説：「アーキテクチャとしての権力」と「ナッジ（行動経済学）」

本文でも述べたように現代の権力論はフーコーのような「規律型」権力のその先を論じようとしている。有名なのがアメリカの憲法学者 L.レッシングのいう、他者の行動を規制する手段としての「アーキテクチャ（コード）」である。例えば「一人しか座れないベンチ」「オブジェのような座りにくいベンチ」というホームレスなど寝転がる人を排除する仕組み、ダウンロード後一定期間過ぎると視聴できなくなる動画などというのは、強制することなく我々の行為の選択肢を物理的・技術的手段によって統制するアーキテクチャである。レッシングが特に論じてるのはサイバー空間におけるアーキテクチャ（コード）である。我々の利用するソフトウェアもハードウェアもコード（プログラム）によって構成されており、プログラマーがコードを修正すれば、ある特定の行為ができなくなる。例えばインターネットの検索エンジンのコードを少し変えるだけで、特定の語句や画像は検索結果に表示されず、我々はその存在すら知らないという状況も生まれる。逆に、このような我々を取り巻く「環境それ自体を管理」することに積極的意義を見出すのが C.サンスティーンなどのいうナッジ（行動経済学）である。ナッジは、本人の選択に任せるとする点で自由主義（リバタリアニズム）であるが、本人が本当は望むはずの利益のために介入するという点で保守的な（パトーナリズム）な手法であり、今日は公共政策に様々に活用されている。（参考）R.レッシング『CODE2.0』（翔泳社）、C.サンスティーン『選択しないという選択』（勁草書房） 大屋雄裕『自由かさもなくば幸福か』（筑摩書房）

1.4. 非ゼロサム的権力

■1.4.1. ゼロ・サム的権力と非ゼロ・サム的権力

改めて権力の古典的なイメージを確認しておきたい。ウェーバーは権力を「ある社会関係の中において、抵抗を排除しても、自己の意志を貫徹しうるすべての可能性」であるとしていた。ここでは、当事者間の対立があることを前提に権力者が服従者に権力者の意図を押し付けることが念頭に置かれている。

ただし、相手を「説得」したり、「取引」したりすることで、相手の意図を変えさせた場合にはどのように考えるべきか。このように権力が「強制」としては作用せず、一種の「協力」関係として現れるという見方をアメリカの社会学者 T.パーソンズは**非ゼロ・サム的権力(共同体的権力)**と呼んでいる①。

	ゼロ・サム的権力 (非対称的権力)	非ゼロ・サム的権力 (共同体的権力)
概要	権力を、一方の利得は他方の損失という「ゼロ・サム」(総和がゼロ)関係として理解する立場。	権力を、社会の公共財の増大といった「ポジティブ・サム」(総和がプラス)の関係として理解する立場。
論者	M.ウェーバー、R.ダールなど	T.パーソンズ、H.アーレントなど
イメージ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">強制</p> <p style="text-align: center;">$A \longrightarrow B$</p> <p style="text-align: center;">$(+5) + (-5) = 0$</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">協力</p> <p style="text-align: center;">$A \longleftrightarrow B$</p> <p style="text-align: center;">$(+1) + (+1) = 10$</p> </div>

■1.4.2. パーソンズの権力論

アメリカの社会学者 T.パーソンズは、従来の権力論は、権力を一方の利得は他方の損失という「ゼロ・サム」(零和)的、非対称的な関係としてのみ理解しているとして、これを**ゼロ・サム的権力**と名付け、権力の一側面しか見ていないと批判した。パーソンズによれば権力には非対称的ではない、つまり総和がプラスになるような権力、**非ゼロ・サム的権力**があるという。具体的には、権力を「社会の目標によって正当化された義務を遂行することを保証する能力」と定義している。

■1.4.3. アレントの権力論

パーソンズと同じように権力の積極的な側面に注目したのが H.アレントである。アレントは「銃口から暴力は生まれても権力は生まれない」とし、権力とは、個人の性質ではなく集団に属するものであり、「他者と協力して活動する人間の能力」と定義した②。

後に解説するように、アレントの思想では「複数性」が重要なキーワードとなっている。つまり、彼女は「複数」の人間による自発的な協力に権力の本質を見出しているのである [☞IV.■12.2.7]。ここで彼女がイメージしているのは、例えはロックの社会契約論にみられる人々の「協力」によって政府が設立されるという議論や植民地から脱して最終的にはアメリカという国家権力を生み出したアメリカ独立革命である。つまり、権力が生み出される過程に注目した議論であることが分かるだろう。

①共同体的権力という名称は政治学者佐々木毅によるものである。(佐々木[2012] pp.51-53)。

†T.パーソンズ (1902-79)はアメリカの社会学者。社会システム論など20世紀を代表する機能主義社会学者の一人。

†H.アレント (1906-75)はドイツ生まれの政治思想家。ヒトラーの政権掌握とともに亡命。第二次大戦後はアメリカで活躍。主著に『人間の条件』、『全体主義の起源』などがある。

②この定義は「銃口から権力が生まれる」(毛沢東)といった軍事革命思想に対する批判となっている。

1.5. 支配の正統性

■1.5.1. 権力と権威

□ 権威

権力と似たようなイメージを持つ言葉に権威というものがある。権力が、一般的には強制によって服従を確保するものを指すのに対して、権威は、無条件に（強制がなくとも）服従を確保することを意味する。

例えば、アメリカの経済学者 **H.サイモン** は、権威を「他人からの通信を、その内容を自身で検討せずに、しかし進んで受容する現象」として定義している。

† H. サイモン (1916-2001) はアメリカの経済学者。その理論については行政学で詳述する。

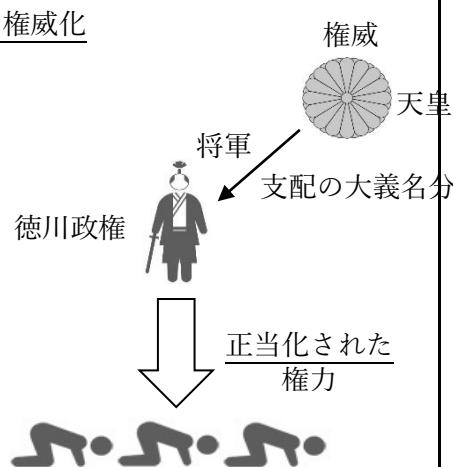
□ 権力の権威化

権力は強制力の行使という形である程度のコストがかかるのに対して、権威は相手側自発的に服従するため、支配にかかるコストが低い。したがって、権力は、自らを権威化（支配を正当化）することで、支配の効率性を高めようとするのである。

図表：権力の権威化



「力こそ正義」なら、「隙あらば、天下を狙う」と反乱を企てる者がいる可能性が高まる。



天皇の「お墨付き」であると、徳川に逆らう大義名分がない。しかし、大義名分が出来れば逆らうことでも可能である。

■1.5.2. ヴェーバーの支配の正統性の3類型

□ 背景

では、権威にはどのようなものがあるだろうか。M.ヴェーバーは、権威の成立こそが政治的支配の核心部分にあたると考え、支配が正当化される根拠を分析している。これが支配の正当性である。

□ 支配の正当性

支配の正当性とは、権力者の発した命令が被支配者によって無条件に（自発的に）受け入れられる根拠が何かを示すものである。ヴェーバーはこれを以下の表のように3つに類型化している。

支配の正統性の三類型

類型	伝統的支配	カリスマ的支配	合法的支配
定義	昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられた者の正統性とに対する、日常的信仰に基づいたもの	ある人によって啓示され、あるいは作られた諸秩序の神聖性・または英雄的力・または模範性、に対する非日常的な帰依に基づいたもの②	制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する、信仰に基づいたもの
要点	「伝統」で決まっているから	支配者が「優れている」から	法に則っているから
特徴	古代から中世に至る時期の農村社会で一般的	・どの時代にも見られる ・非日常的であるため不安定	現代社会で最もよく用いられる正統性の根拠
事例	家父長的支配	預言者、革命家、軍事的英雄	官僚制的支配

□ 3類型の特徴

①3類型は「理念型」である

以上の3類型はあくまで理念型であるとされる。理念型とは要するに重要な部分を抽象・強調して、不要な部分を省略したものである①。つまり、現実そのままでない。したがって、現実には各支配の類型は混合した形で現れる。

②支配の内容が正しいかどうか問題とならない

また、ヴェーバーの議論は被支配者（服従者）の「支持」それ自体に力点が置かれており、その内容の是非は問われていない。したがって、例えば制度化された手続に従う限り独裁者の命令であっても合法的正当性の範疇に含まれるのである。[☞■1.5.1]。

①理念型 (ideal type) とは、ヴェーバーの社会学の方法論の1つ。特定の観点からある現象の本質的・特徴的側面を抽出、それを純粋化・統一化したもの。ある現象を測定・比較するための手段となる。

②カリスマには、さらに、世襲カリスマ、官職カリスマというものもある。世襲カリスマとは、例えばナポレオン三世のように自身は凡庸ではあったが、叔父（ナポレオン一世）が偉大であったためにカリスマを持つケース。官職カリスマとは、ローマ教皇のように、本人の能力というよりはローマ教皇という地位によってカリスマ性を持つ場合をいう。

■補説：正統性と正当性

正統は非常に多義的な言葉である。一応、国語辞書等では、正統は「正しい系統や血筋」、正当は「道理に適っていること」（大辞林）と区別されるが、学問上用いる場合には意味が異なる。まず、法学や哲学では基本的に、正当性 (justness) は「道義的倫理的正しさを説く価値判断」（結果の正しさ）、正統性 (legitimacy) は「正当性に関する判断が正しい根拠に基づいているかの基準」（手続きの妥当性）と区別される。例えば、「ナチス政権は、正統性はあるが、正当性はない」というように用いる。ただし、政治学はそのあたりの区別が学者次第の所が多く、教科書は「正統（当）性」などという表記も多い。したがって、公務員試験政治学上はあまり気にする必要はない。有斐閣『政治学』は正統性で統一されているので、本講義もそれに準じた。例えば平成23年度の出題では正統性（正当性）と併記されるなど政治学上は表記が揺れている。

■1.5.1. ハーバーマスの支配の正統性論

□ ウェーバー批判

以上のようなウェーバーの議論に対して、ドイツの社会学者 **J.ハーバーマス**は、ウェーバーの言う合法的正当性は、法の形式的な合理性のみを問題としたもので、法の内容上の正しさを問題としていないと批判した①。

□ 「理性的なコミュニケーション」による正当化の原理

そこで、合法的正当性のかわりに、「理性的なコミュニケーション」を通して形成された合意だけが、普遍的に適用可能な法規範を基礎付ける支配の正当性たりうるとしている。つまり、ウェーバーと異なり、法の内容上の正しさを重視したのである。[☞ ■12.2.8]

■1.5.2. メリアムの「ミランダ」と「クレデンダ」

□ 背景

先述のように権力は権威を獲得しようと試みるものである。では具体的にどのような手段を用いるのだろうか。これを検討したのがアメリカの政治学者 **C.メリアム**である。彼は、ヒトラー政権誕生前夜のドイツを訪問した経験から『政治権力』(1934) を著し、ナチスがどのように「権威」を獲得したかを分析している。彼は政治学を社会学、心理学と結び付ける試みを通じて「政治学の科学化」を提唱したことでも知られている [☞ VI. ■22.1.1]。

□ 権力の定義

メリアムによれば、権力とは集団の統合現象であり、集団形成の必要性から生まれるものであるという。そして、この権力を心理的に補強する手段（権威付づける方法）には、ミランダとクレデンダの2つがあると論じている。

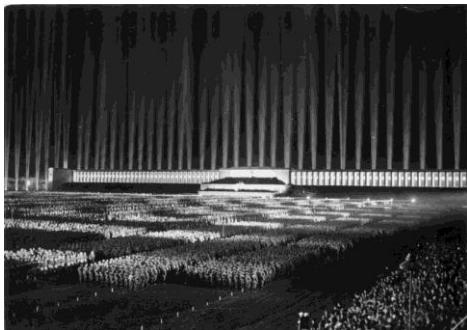
†J.ハーバーマス (1929-) は、フランクフルト学派の第二世代に属するドイツの社会学者。詳しくは現代政治理論の項目で扱う。

①ウェーバーは人間の社会的行為を目的合理性（ある行為が目的に適っているか）と価値合理性（ある行為自体が倫理的・宗教的などの固有の価値に適っているか）に分類している。ウェーバーは合理化(近代化)とは、価値合理性が目的合理性に置き換えていく過程であると考えた。

†C.メリアム (1874-1953) はアメリカの政治学者。D.トルーマンなどのシカゴ学派の政治学者を輩出し、「現代政治学の父」と目される。第一次大戦時は、「広報委員会」(合衆国情報局 USIA の前身)の宣伝員として従軍。プロパガンダの利用と誤用の研究、世論操作などを担当した。

	ミランダ	クレデンダ
概要	政治的象徴形式によって集団への一体化をうながすもの <権力への一体化>	統治への尊敬、服従、自己犠牲に結びつくような理論 <権力の合理化>
特徴	情緒や感情に働きかける 非合理的な側面	知性に訴えかける 合理的な側面
事例	記念日、記念碑、旗、音楽、行進、儀式等	イデオロギーなど
原義	女性の名 (Miranda)	信仰箇条 (credenda)

図表：ナチスの党大会の様子



(出典) ドイツ公文書館

左の写真は 1934 年ドイツ・ナチス党のニュルンベルク党大会の様子である。ナチスの「お抱え」建築家アルベルト・シュペーアによって設計されたもので、130 台ものサーチライトが夜空に向かって投光されている「光の大聖堂 (カテドラル)」とも呼ばれるナチス芸術の傑作の一つとして有名である。以上のようにナチスは大衆を盛り上げるイベントに長けており、メリアムのいうミランダとはナチスのこのような側面に注目したものである。

1章 演習問題

☆国総 2001

イーストンのモデルは、(中略)価値の権威的な配分を行うとしている。これは、政治が国民の意思に依拠し、国民が広く政治に参画する民主主義の政治体制を念頭に置いたものである。そのため、彼のモデルでは、専制や独裁制などを含めた政治を一般的にとらえることができない。

「彼のモデルでは～一般的にとらえることができない」が誤り。専制や独裁制でも価値の権威的配分は行われている。そもそもイーストンは政治現象を一般的に記述する方法論を検討した政治学者である。後述の政治システム論も参照。

☆特別区 2007

ラズウェルは、権力を実体概念とみる立場から、それを人間あるいは人間集団が保有する力としてとらえ、暴力の集中を権力の基礎とみなした。

ラズウェルではなく、マキャヴェリの説明であれば妥当である。

☆国総 2004

政治的心理学的見地か政治的リーダーシップを研究した H.ラズウェルは、政治的リーダーには低い社会的階層の出身者や不幸な経験の持ち主が少ないことを指摘した。

「少ないことを指摘した」が誤り。むしろ、社会的な地位の低さや不幸な経験の者が「多い」というのがラズウェルの指摘である。

☆特別区 2014

バクラックは、本来であれば争点化するであろう問題が制度的に隠蔽され、決定から排除された者の真の利害が表出されないどころか、当人に意識されることすらない形で行使される権力に注目し、「三次元的権力観」を提示した。

「当人に意識されることすらない」「三次元的権力観」が誤り。バ克拉ックらの非決定では利害が表出されていないことは当人に意識されている。当人にすら意識されないような形の権力はルーカスのいう三次元的権力観である。

☆国総 2010

S.ルーカスは、多元主義者の権力観を「一次元的権力観」、P.バクラックと M.バラツの権力観を「二次元的権力観」と名付けた上で、自らは「三次元的権力観」を提示した。三次元的権力観とは、潜在的争点の顕在化を阻むために決定を回避する「非決定」において行使される権力に着目する見方である。

「三次元的権力観とは～「非決定」」が誤り。争点の顕在化を阻む非決定は二次元的権力観である。三次元的権力とは争点があることが当人に意識すらされていない形で行使されるものをいう。

☆国般 2005

S.ルーカスは、多元主義的権力概念とは区別される新たな権力概念を提示し、それを三次元的権力概念と位置付けた。その特徴は、本人に意識させないまま人々の認識や思考まで形成するような権力を否定し、権力をあくまで観察可能な経験的事象としてとらえたことがある。

「本人に意識させないまま～権力を否定」「観察可能な経験的事象」が誤り。三次元的権力とは本人に意識させないまま認識や思考まで形成するような権力をいう。認識や思考まで形成され意識させないということは観察不可能なものである。観察可能な経験的事象としてのみ権力を分析するのはダールの権力論である。

☆国般 2009

M.フーコーは、自ら考案した「パノプティコン(一望監視装置)」という集団監視施設を例に挙げ、規律権力は、監視と指導を通じて人々に正しい行為の規範を内面化させ、自発的に規律正しい振る舞いができる人間を作ることを目指すものであるとした。彼は、このように、権力をその行使者と服従者との二者間関係として明確にとらえることを重要視した

「自ら考案した「パノプティコン (一望監視装置)」」が誤り。パノプティコンはベンサムが考案したものであり、フーコーはそれを自身の権力論の事例として取り上げたに過ぎない。また「行使者と服従者の二者間関係として明確にとらえることを重要視」が誤り。個人が行為の規範を内面化させ、自発的に振る舞うようになるということは、自分自身が「権力者」であり「服従者」でもあるということであり、権力の行使者と服従者の二者間関係では捉えきれない議論である。

☆国般 2018

M.フーコーによると、自らの意思に基づき合理的決定を行うと推定される「主体」とは決して実体的なものではなく、近代社会の默示的な権力構造によって生み出されたものにすぎない。彼は、厳しい監視と拷問により近代社会の行動様式を強制する装置であるパノプティコン（一望監視装置）を考案し、英國の刑務所における普及に貢献した。

まず「パノプティコン（一望監視装置）を考案」「英國の刑務所における普及に貢献」が誤り。パノプティコンを考案したのはベンサムであり、普及もしていない。また「厳しい監視と拷問により～強制する装置」も誤り。パノプティコンは囚人が自分で自分を監視し、自ら進んで規律を守るようになる仕組みである。

☆特別区 2016

パーソンズは、服従者の利益を奪うことによって政治権力が成り立っており、権力者が収奪したものと、服従者が収奪されたものを差し引きすればゼロになるとする零和概念を提示し、権力行使を必要最小限にしようとした。

「権力行使を必要最小限」が誤り。パーソンズは従来の権力論を零和概念として批判し、権力を一種の協力関係として説明する非零和（ノン・ゼロサム）概念を提唱した。つまり、権力行使の積極的な側面を論じているので、「必要最小限」などという主張はしていない。

☆国総 2007

T.パーソンズによれば、権力とは、ある社会の構成単位に、その社会の掲げる目標によって正当化された義務を遂行することを保証する能力であるとされる。これに対し、H.アーレントは、権力は人民の支持や合意に依拠した目標を達成するために行使されることはなく、単に利害対立の一方の当事者がもう一方の当事者に不利益を強制するために行使されるものだとした。

H.アーレントの説明が誤り。アーレントの権力論はパーソンズの権力論と同じように、権力をある目標に向かって人々が協力する仕組みとして理解されている。「一方の当事者に不利益を強制する」というのは暴力であって権力ではないというのがアーレントの立場である。

☆国般 2003

H.A.サイモンは、権力と権威を分けて考え、権力は、例えば他人からのメッセージを、その内容を自身で検討した後に、進んで受容するときにみられるものであるとした。彼によれば、権威が強制により服従を確保するのに対し、権力は強制がなくとも服従を確保しうるものであるといえる。

本肢は基本的に権力と権威の説明が逆になっている。ただしくは、権威は「その内容を自身で検討せずに進んで受容」するものであり、権力が強制により服従を確保するのに対して、権威は強制がなくても服従が確保できることである。

☆国税 2004

M.ウェーバーは、権力の正当性の根拠を三つの類型に分類し、権力の正当性の根拠は、文明社会の発達に伴って、「カリスマ的支配」から「伝統的支配」を経て、「合法的支配」へと三つの段階を経て移行していくと主張した。

「文明社会の発達に伴って～段階を経て移行」という点が誤り。あくまで類型であり、発展段階の議論ではない。したがって、現代でもカリスマ的支配や伝統的支配の要素を保つ場合がある。

☆国般 2014

J.ハーバーマスは、自由で理性的なコミュニケーションを可能とする「理想的発話状況」の達成が現実には不可能であることから、こうしたコミュニケーションを必要とせずに政治的な正統性の調達を可能とするような、自己完結的な法的システム構築の重要性を訴えた。

「達成が現実は不可能」「コミュニケーションは必要とせず」という点が誤り。ハーバーマスはコミュニケーションを重視する立場であり、コミュニケーションを通じた正当化の重要性を強調する論者である。

☆特別区 2016

メリヤムは、理性に働きかけ政治権力の正当化を図るミランダと、記念碑、旗、儀式などの象徴を用い、権力の非合理的側面から権力の正当化を図るクレデンダがあり、現代の大衆社会ではクレデンダが効果的に利用されやすいとした。

ミランダとクレデンダの説明が逆なので誤り。理性に働きかけるのがクレデンダ、感情や情緒（非合理的側面）に働きかけるのがミランダである。儀式などを巧みに演出して大衆の支持を調達したのがナチスであり、大衆社会ではミランダが効果的に利用されやすい。

2. 政治的リーダーシップ

2.1. 支配とリーダーシップ

政治的エリートによる大衆への関与は、それを「支配」とみるか、「指導」とみるかで区別される。

□ 支配服従関係と政治的リーダーシップの比較

支配服従	エリートが大衆を誘導し抑圧する	利害の対立を前提
政治的リーダーシップ	エリートと大衆は共通の利益で結びついている	利害の共有を前提

□ 政治的リーダーシップの分類

要点	リーダーシップの特性論	リーダーシップの状況論
概要	政治的リーダーに必要とされる資質や技能が何であるかという点に着目した議論	政治的リーダーシップは、リーダーと大衆との間の相互作用によって成立するとの前提で、リーダーシップが發揮される社会的状況（政治、経済、社会的要因）に着目した議論
論者	プラトン、マキャベリ、ヴェーバー	R.シュミット
特徴	革命や戦争など社会の動乱期のリーダーシップの説明に適合的	制度や社会状況に拘束される現代の政治リーダーの説明に適合的

2.2. リーダーシップの特性論

□ プラトン：『国家（ポリティア）』（前380頃） [☞■4.1.1]

- ①概要：「善のイデア」を認識できるものが支配者（哲人王支配）。
- ②特徴：リーダーの資質として倫理的に完成された人格を要求。

□ N.マキャベリ：『君主論』（1532） [☞II.■4.3.3]

- ①概要
君主は、「ライオンの獰猛さとキツネの狡猾さ」を持たなければならぬと述べている。
- ②特徴
リーダーの資質から倫理性を排除し、現実的な能力を強調。

□ M.ヴェーバー：『職業としての政治』（1919）①

- ①概要
政治家には「情熱、責任感、判断力」の3つが必要であるとした。
- ②心情倫理と責任倫理
人間の行為の準則を、心情倫理と責任倫理に区別し、政治家は、心情倫理を越えて、責任倫理が問われること（結果責任が求められる）ことを強調した②。

要点	心情倫理	責任倫理
	動機の純粹さ、目的の至高さを重視する。結果を度外視した目的の純粹さを持って正当化する。	人間の善性や完全性を前提とはせず、結果を自分の行為の責任だと引き受ける。

❶ヴェーバーの『職業としての政治』は1919年に学生向けに行われた講演をまとめたもの。第一次大戦の敗北、帝政の崩壊により、左派政党、学生や知識人の活動は活発化した。ヴェーバーはその独りよがりな理想主義を手厳しく批判したのである。

❷ヴェーバーの実際の説明を見ておこう。「…善から善のみが、悪からは悪のみが生まれるというのは、人間の行為にとって真実ではなく、しばしばその逆が真実であること。…これが見抜けないような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟児である」（『職業としての政治』岩波文庫 p.119）。

2.3. リーダーシップの状況論

□ 代表的リーダーシップと創造的リーダーシップ

リーダーシップの状況論として知られているのがアメリカの政治学者リチャード・シュミットの類型である。彼は「代表的リーダーシップ」と「創造的リーダーシップ」の2つに類型化し、社会の安定期には「代表的リーダーシップ」が、変動期には「創造的リーダーシップ」が登場するとした。詳細は次の項目で確認する。

□ リーダーシップの4つの分類

以上のシュミットの2分類を踏まえて、高畠通敏は、リーダーシップを①伝統的、代表的、③創造的、④投機的の4つに分類している。

(1) 伝統的リーダーシップ

リーダーは身分によってその地位につき、慣習や伝統に則って支配する。政治はリーダーの仁慈としてその場限りで行われる。政治はリーダーによって一方的に行われる所以本来的にはリーダーシップとは言えない。

(2) 代表的（制度的）リーダーシップ

政治は大衆の同意に基づいて行うべきという建前が制度原理として成立し、大衆は政治に利益の充足を求め、リーダーは大衆の利益の「代表者」として現れる①。

(3) 創造的リーダーシップ

社会の価値体系が不安定で、体制が行き詰った状態において、新たな体制の基礎となる価値体系（世界像・イデオロギー）を示し、これに賛同する大衆がそのリーダーの地位を押し上げる。ナポレオンや列寧、毛沢東などがあてはまる②。

(4) 投機的リーダーシップ

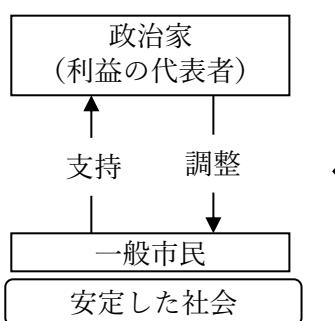
代表的リーダーシップを通じてでは、大衆の望む利益が充足せず、社会の欲求不満が高まるとき、社会の閉塞感を投機的に充足させる（矛盾した政策を乱発するなど）解決方法を提示する。新しい価値体系は提示せず、既存の価値が持続しているのが普通。ヒトラーやムッソリーニなどがあてはまる。

†高畠通敏（1933-2004）は日本の政治学者。政治的リーダーシップの4分類は、『政治学の道案内』（1976）による。

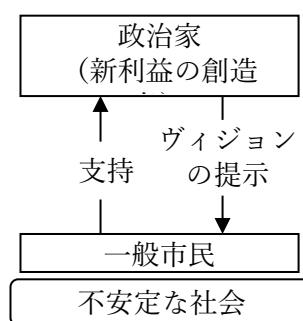
①英国の政論家 W.バジヨットが19世紀後半における英国の政治家を「平凡な意見をもった非凡な人間」と評したのは、代表的リーダーシップの特徴をよく著している。非凡でなければリーダーたり得ないが、その意見や考え方を支持者と共有していくなければならない。（参考：丸山真男『丸山真男講義録[第三冊]』p.130）

②リーダーが新秩序の創造を目標として掲げても、それが直ちに創造的リーダーシップになるとは限らない。新たな価値を提示したかどうかは基本的に歴史の中で判断される。例えば、ナポレオンはナポレオン法典、国民軍などの新しい価値を提示し、失脚後もその価値は持続した。他方で、ナチスの「生存圏」、帝国日本の「東亜新秩序」にはそれがなかった。（参考：丸山真男『丸山真男講義録[第三冊]』p.133）

代表的リーダーシップ



創造的リーダーシップ



2.4. リーダーシップの相互作用論

□ 背景

これまで見てきた特性論と状況論は決して相互排他的なものではない。現実のリーダーシップを分析するにはその両方の要素に注目する必要がある。このようにリーダーの個人的要素（特性論）、リーダーシップ環境（状況論）の双方に注目する議論をリーダーシップの相互作用論という。

□ リーダーシップを決定する要素

例えば、イギリスの政治学者 R.エルジーは、リーダーシップを決定する要因を詳細に分類して、個人的因素（野心的かどうか、妥協的かどうかなど）とリーダーシップ環境（執政府と立法府の構造、中央地方関係、政党の組織構造、歴史的要因など）の2つの軸でリーダーシップを論じている。

リーダーの個人的因素	リーダーシップ環境
1. 野心 目標の争点 目標の範囲	1. 制度的要因 (i) 中央政府の執政府の制度的構造 (ii) 執政部門と他部門及び地方政府との制度構造 (iii) 政党内及び政党間の制度構造
2. スタイル 非妥協的あるいは柔軟、自己主張的あるいは応答的	2. 社会的状況要因 (i) 歴史的遺産 (ii) 社会の態度 (iii) 国民の欲求

（出典）伊藤 [2000] p.306 を一部修正の上引用。

□ 主要国のリーダーシップの分類

さらにエルジーは、特に執政府と立法府の構造など制度的要因に注目して、主要国のリーダーシップを4つに分類している。なお、これは1995年時点での各国の制度を踏まえて分類したものであるため、とりわけ日本の位置づけには注意が必要である。

日本では1990年代～2000年代に首相のリーダーシップを高める様々な改革が行われており、エルジーの議論は今日では当てはまらないことが多い。少なくともここでは、政治学ではアメリカの大統領は一般に想像されるよりはそのリーダーシップは弱く評価され、イギリスの首相のリーダーシップが強いと評価される傾向にあることが確認出来ればよい。

各国のリーダーシップのパターン

↑ 強 ↓ 弱	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>イギリス：首相型リーダーシップ 弱い議会、強力な首相権力。政党のみが首相権力の制約要因</td><td>フランス：大統領型リーダーシップ 弱い議会、強い大統領。首相の役割のみが大統領権力の制約要因。</td></tr> <tr> <td>ドイツ：分散型リーダーシップ 首相の権力は強いが、強い議会と連邦制などにより首相権力は制約。</td><td>アメリカ：分割型リーダーシップ 大統領の権力は、議会と連邦制によって制約、最高裁、連邦制も制約要因となる。</td></tr> <tr> <td>日本：反作用型リーダーシップ 首相の権力は弱い。派閥や官僚制に制約され、首相は弱い</td><td>イタリア：無中枢型リーダーシップ 首相は弱く、派閥や多党連立政権により制約</td></tr> </tbody> </table>	イギリス：首相型リーダーシップ 弱い議会、強力な首相権力。政党のみが首相権力の制約要因	フランス：大統領型リーダーシップ 弱い議会、強い大統領。首相の役割のみが大統領権力の制約要因。	ドイツ：分散型リーダーシップ 首相の権力は強いが、強い議会と連邦制などにより首相権力は制約。	アメリカ：分割型リーダーシップ 大統領の権力は、議会と連邦制によって制約、最高裁、連邦制も制約要因となる。	日本：反作用型リーダーシップ 首相の権力は弱い。派閥や官僚制に制約され、首相は弱い	イタリア：無中枢型リーダーシップ 首相は弱く、派閥や多党連立政権により制約
イギリス：首相型リーダーシップ 弱い議会、強力な首相権力。政党のみが首相権力の制約要因	フランス：大統領型リーダーシップ 弱い議会、強い大統領。首相の役割のみが大統領権力の制約要因。						
ドイツ：分散型リーダーシップ 首相の権力は強いが、強い議会と連邦制などにより首相権力は制約。	アメリカ：分割型リーダーシップ 大統領の権力は、議会と連邦制によって制約、最高裁、連邦制も制約要因となる。						
日本：反作用型リーダーシップ 首相の権力は弱い。派閥や官僚制に制約され、首相は弱い	イタリア：無中枢型リーダーシップ 首相は弱く、派閥や多党連立政権により制約						

2.5. 現代組織論のリーダーシップ論

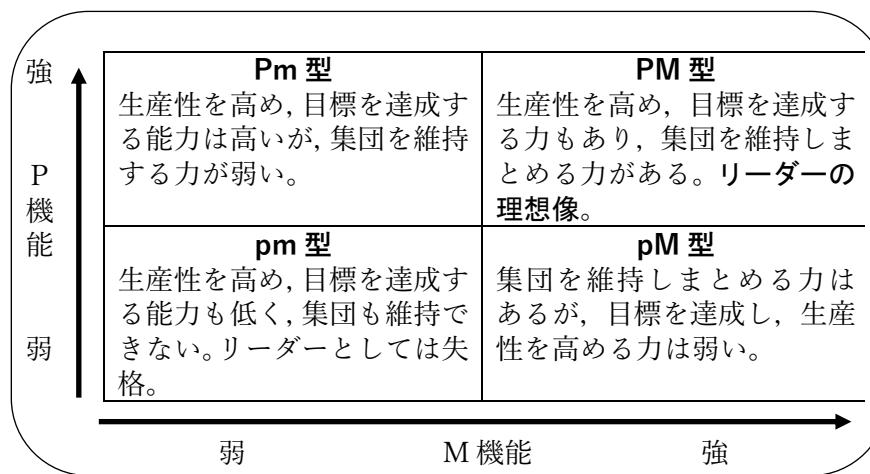
■ 2.5.1. 三隅二不二の PM 理論

□ 背景

もともと社会科学の分野でリーダーシップ論が盛んなのは社会学（社会心理学）や経営学（組織論）の世界であり、政治的リーダーシップもこれらの研究に示唆を受けて発展してきた。その中で特に有名なのが、日本の社会心理学者**三隅二不二**（1924－2002）による**PM 理論**である。

□ PM 理論

三隅はリーダーが集団において果たす機能に着目して、リーダーシップを類型化している。彼によれば、リーダーシップは P 機能と M 機能の 2 つから説明できるという。**P 機能**（集団目標達成：performance）とは、目標設定、計画立案、指示、叱咤などにより、成績や生産性を高めるような働きをいう。これに対して、**M 機能**（集団維持：maintenance）とは、集団の人間関係を良好に保ち、チームワークを強固にするような働きをいう。そして、この 2 つの機能からリーダーシップを下掲の図のように 4 つのタイプに分類している。



□ 日本の首相のリーダーシップ

では、この PM 理論を日本の政治リーダーに適用するとどのように分析できるだろうか。日本の行政学者**村松岐夫**（1940～）は、PM 理論を用いて、戦後日本の首相には P 型と M 型の双方が見られると主張している。

例えば、典型的な M 型と見えるのが竹下登、P 型が中曾根康弘であるという。竹下は「気配り」が座右の銘であり、敢えて言えば M 型である。中曾根は「戦後政治の総決算」という壮大な目標を掲げて、大統領的な首相を目指した点で有名であり、敢えて言えば P 型の典型である。

しかし、現実のリーダーシップはどちらかに必ず分類できるというような単純なものではない。竹下は消費税の導入という大きな改革を成し遂げた点で P 型の要素があり、中曾根は「風見鶏」と呼ばれたぐらいの派閥の配慮にも怠らなかった点で M 型の要素も有する①。つまり、リーダーシップを発揮するにはどちらの要素も必要だということが分かるだろう（久米 [2011] p.221）。

† 三隅二不二（1924-2002）
は日本の社会心理学者。

† 村松岐夫（1940-）は日本の行政学者。行政学で詳述。

① 例えば中曾根内閣は当時の最大派閥田中派の後押しで成立しており、当時は田中曾根内閣とも呼ばれた。就任当初のインタビューで自ら「風見鶏と呼ばれようが、首相に首相になることが大事」と言い切るところなどが M 型の要素が確かに存在するわけである。他方の竹下は理念がなく調整だけと言わながら、実現困難な消費税の導入に情熱を注いだことは P 型の要素があると言わざるをえない。参考）御厨（2003）45, 46 章

■2.5.2. R.リピットとR.ホワイトの分類

□ 背景

社会科学の世界でよく知られたリーダーシップ研究がアイオワ大学の大學生であったR.リピットとR.ホワイトがおこなった通称「アイオワ研究」である。彼らはグループダイナミックス（集団力学）の観点からリーダーシップのタイプを3つに類型化し、その特徴を実験（被験者は10歳児・5人1組）によって明らかにしている①。

□ リーダーシップの分類

	①民主型	②専制型	③放任型
特徴	活動方針を全員の討議で決めるので、成員の自発性が高い	活動方針の決定をリーダー個人が決める。成員は消極的・受動的になる。	完全に成員の自由に任せる。だらだら仕事をし、能率が上がらない。
満足度	高い	低い	低い
モラル	高い	高い	低い

①三隅二不二は、リピットらの研究を再現し、作業能率は作業の難易度によって違いがあることを示している。易しい作業（風景画）では、民主>専制>放任、難しい作業（立体模型）では専制>民主>放任の順で能率が高かったとしている。

2章 演習問題

☆国総 2006

政治的リーダーシップ論については、リーダーの個人的特性を重視する立場と、それを条件づける環境を重視する立場に分けて考えることができる。プラトンが『国家』で行った理想国家の指導者に関する議論や、N.マキャヴェリが『君主論』で行った指導者に関する議論は、専ら後者に該当するものと考えられる。

「プラトン～マキャヴェリが～専ら後者」が誤り。プラトンやマキャヴェリは個人的特性を重視する特性論に該当する。

☆国税 2015

M.ウェーバーの『職業としての政治』では、国家とはある一定の領域の内部で正統な物理的暴力行使の独占を実効的に要求する人間の共同体であるとされた。そして、政治家は国家の暴力性をはっきり自覚し、高い政治倫理が求められるとする一方で、官僚は党派性を持ち、政治家に正統性のない物理的暴力行使を行うように命令された場合は、大衆を守るために断固として拒否すべきであるとされた。

「官僚は党派性を持ち～大衆を守るために断固として拒否」が誤り。ウェーバーは官僚制を合法的支配の最も純粋な形であり、没主観的・非人格的な秩序に服従するとしており、党派性を有することは否定されている。

☆国総 2006

M.ウェーバーは、政治家の責任に関し、目的に沿わない結果が生じた場合、その原因を行為者ではなく周囲の諸事情に帰することもできるので、結果にかかわらず、純粋な心情の炎を燃やし続けることこそが行為の目的であるべきであるとし、こうした行為をなすことに責任を見いだす「責任倫理」を提唱した。

「その原因を行為者ではなく周囲の諸事情に帰する」「結果にかかわらず、純粋な心情」が誤り。純粋は心情を重視するのは心情倫理である。ウェーバーが政治家に求められる資質として重視したのは責任倫理であり、失敗した場合の原因を周囲の諸事情に帰すことなく、自身の責任としてひきうける結果責任が重要だとされている。

☆国総 2004

社会状況の違いによりリーダーシップのスタイルの違いを説明したものとして、R.シュミットによる代表的リーダーシップと制度的リーダーシップとの区別がある。前者は、大衆の期待を代表する政策を実施するスタイルであり、不安定な社会で有効である。後者は、法令や慣習など既存の制度に基づいて統治を行うスタイルであり、安定した社会状況で有効である。

「代表的リーダーシップと制度的リーダーシップとの区別」が誤り。代表的と制度的は同じものであり、シュミットは代表的と創造的に分類している。そして「前者は～不安定な社会」「後者は～安定した社会」が誤り。代表的が安定した社会、創造的が不安定な社会に有効なリーダーシップであるとされる。

☆国般 2009

R.シュミットは、政治的リーダーシップを、創造的リーダーシップと代表的リーダーシップに区分した。そのうち創造的リーダーシップは危機的状況に際してこれまでの価値体系そのものの変革を図ることによりリーダーシップを獲得するものであり、代表的リーダーシップは大衆の不満を一挙に充足させる解決方法を提示するものであり、全く矛盾する公約の濫発やスケープゴートの創出等を行うことによりリーダーシップを獲得するものである。

「大衆の不満を一挙に充足させる～」が誤り。これは投機的リーダーシップである。代表的リーダーシップとは価値体系が安定している中で、大衆の利益を代表し、利益の充足を図るものという。

☆国総 2006

R.エルジーは、憲法や法律などによって規定される制度面を重視する立場から、先進国の政治的リーダーシップを比較した。その中で、議会や裁判所などから制度的に制約を受けることが少ないアメリカ合衆国の大統領の方が、こうした制約をより強く受ける英國の首相より強いリーダーシップを發揮しやすいと論じた。

「議会や裁判所などから制度的に制約を受けることが少ないアメリカ合衆国の大統領の方が～英國の首相より強いリーダーシップ」が誤り。アメリカの大統領は厳格な三権分立の下で政治的リーダーシップが強く制約されているが、英國の首相は議会の多数派の支持によって成り立っており、効率的に立法も進めることができるなどリーダーシップ

の制約要因が少なく、英国の首相の方が強いリーダーシップを発揮しやすいと考えられている。

☆国総 2005

R.リピットとR.ホワイトは、三つの集団に、それぞれ専制的リーダー、民主的リーダー、自由放任的リーダーを配置して作業させる実験を行い、民主的リーダーシップの集団においては集団の生産性や成員の満足度は高くなるが、専制的リーダーシップの集団においてはそれが最も低くなることを示した。

「専制的リーダーシップ～それが最も低く」が誤り。リピットらの研究では自由放任（放任）型が最も低いという結果となっている。

3. 国家

3.1. 国家の変遷

■3.1.1. 国家の定義

□ ヴェーバーの定義

M.ヴェーバーによれば、近代国家とは「国境で仕切られたある一定の地理的領域内で、物理的強制力の行使を独占する組織」とされる①。

□ 国家の構成要素

以上の定義から、国家は 3 つの要素を持つものと説明することができる。

①主権を有する領土を持つこと（領域性）

自ら支配し、法律を適用し、税金を徴収できる場所が必要である。

②軍事力や警察力などを独占していること（物理的強制力の独占）

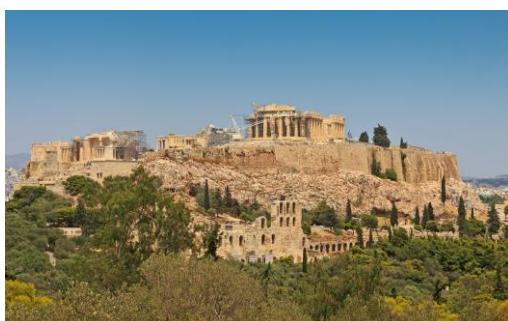
国家の意志に従わない者がいた時に強制できる実力が必要である。

③国家の定めたルールに自発的に服従すること（正当性）

国家の権力行使が妥当であると人々に認識され、自発的な服従を得る権威が存在していることが必要である。

■3.1.2. 古代ギリシャのポリス（都市国家）

政治学の世界において、国家の起源はアテナイのポリス（都市国家）に求められる。特にポリスの代表格であるアテナイでは、直接民主制（代表を経ずに国民が直接参加する民主制）が採用されており、民主主義の起源ともされる。実際アテナイでは、成人男性のみが「市民」とされ、市民が一人一票を持ち、ポリスの最高議決機関である民会に参加していた②③。また、行政（実務担当者）については、現在のように専門職員は置かれることはなく、抽選で選出されていた点に特徴がある。



出典 WikipediaCommons

写真は古代ギリシャのアクロポリス。山頂にパルテノン神殿がそびえ、その周囲には広場や市場があり、アテネの中心として栄えた。アクロポリスの西側のピュニクスの丘では市民が参加する民会が開催された。

①したがって、イスラム過激派組織のイスラム国（イスラミックステート：IS）もヴェーバーの定義上は国家と言える。イラク及びシリアの一部を軍事力によって実効支配し、学校などを運営。イスラム法によってその支配を正当化している。逆に、シリアやイラクは国家としての機能を十分に果たせていない。このように統治に失敗している国家を破綻国家（失敗国家）という。

②古代ギリシャのアテナイは最盛期で、神奈川県を上回る領域に男性市民およそ 4 万人が居住、民会は年 40 回ほど開催、一度に数千人が集まつたといわれる。通常は挙手で採決した。

③アテナイの市民権法（BC451）では、両親がアテナイ市民かアテナイ人女性でないと、市民権は所有不可とされており、血統が重視された。

■3.1.3. ヨーロッパ中世と近代主権国家

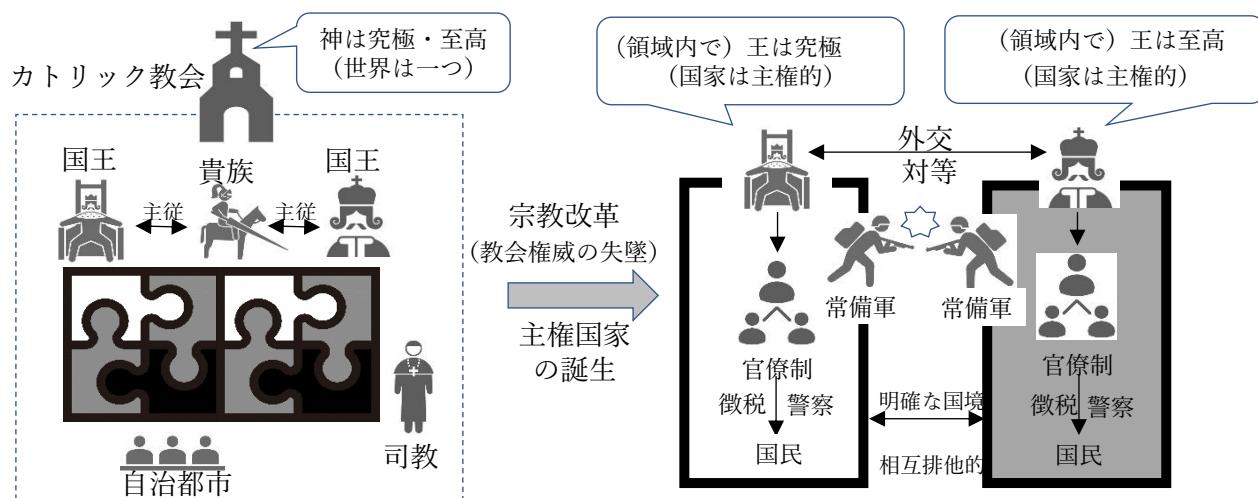
□ ヨーロッパ中世

中世（封建社会）は、封建領主、国王、皇帝、司教、都市国家など多様な主体が入り乱れた多元的な世界であった。ただし、権威あるローマ・カトリック教会の下で普遍的な秩序が存在した。

□ 絶対王政と近代主権国家の誕生

しかし、宗教改革によりカトリック教会の権威が失墜すると、国王の権力が強化され、次第に国王を中心として国内を一元的に統治する体制が確立した。これが絶対王政（絶対主義国家）である。絶対王政では官僚制（分業化した専門の行政官）と常備軍（職業軍人による常設の軍隊）が整備され、その権力は王権神授説によって正当化された。絶対王政は、領域、主権、国民（国家の三要素）を有している点で、現代国家と同様であり、近代主権国家の起源でもある。

近代主権国家の誕生とは、全体として見ると相互に独立した国家が対等な関係で外交・通商を行う世界が誕生したことを意味し、これを主権国家システム（体系）と呼ぶ。したがって、外交や通商には国際的なルール（国際法）が必要となる。つまり、主権国家の誕生とは、「国際法」によって広く結びついた「国際社会」を生み出すことにもなった。



■補説：中世

中世の時代は庶民にとって王は言葉も通じない「外国人」であり、貴族は王との主従関係を複数かけもちした。領土は飛び地ばかりの複雑に入り組んだジグソーパズルのような現代人にとっては「複雑怪奇」な世界が中世である。他方で、現代の国際社会は、相互依存が進展し、NGO、国際機関、地域共同体など多様な非国家主体が入り混じり、主権国家が相対化されたカオスな状況を呈していると見ることもできる。これを国際関係では「新しい中世（新中世主義）」という。（参照）中西 [2013] p.431

■補説：近代主権国家

主権とはそもそも「最高の」という意味で、自らの上には上位権力を認めないと意味する。したがって、暴力（警察や軍隊）と徴税を独占し、領域内での宗教さえ決定できる「至高」の存在が主権国家なのである。このような主権国家が世界に拡大していくのを国際関係では「近代世界システム」と呼んでいる。日本の明治維新も主権国家化の典型である。主権国家化に失敗すると、国家も運営できない「未開地域」として、欧米列強の植民地となってしまったのである。（参照）吉川直人ほか『国際関係理論』（勁草書房）p.262

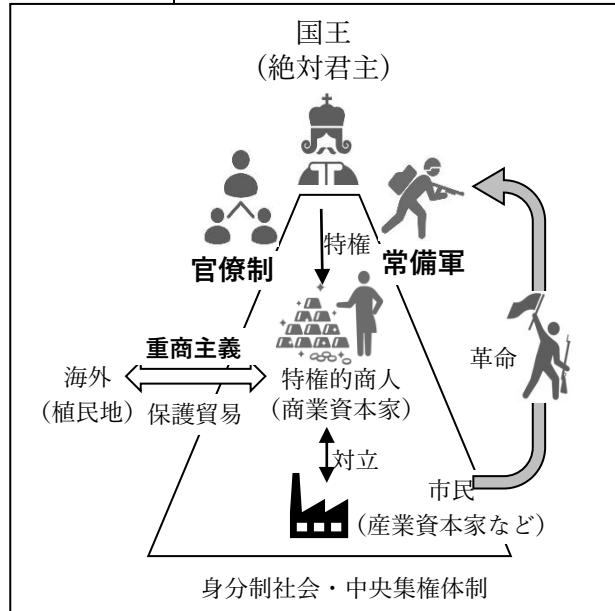
■3.1.4. 近代市民革命

□ 絶対王政

絶対王政では国家の政治的・経済的統一が進展し、中央集権体制が確立することで、中世（封建社会）は崩壊した。しかし身分制や特權的商人などは残存した。特に特權的商人（商業資本家：貿易・流通で財をなす商人）は、国王から貿易の独占権などを与えられ、**重商主義**（保護貿易で国富を増大）の下で利益を享受した。

□ 市民の台頭と近代市民革命

一方、資本主義経済が発達し、産業革命などを背景に成長した産業資本家（工場経営者などの実業家）を中心とする「市民」（教養と財産のある市民：ブルジョアジー）が台頭すると、既存の特權身分（王、貴族など）と対立するようになった。例えば、フランスでは、特權身分と市民及び生活苦にあえぐ下層市民・貧農らとの対立が激化し、絶対王政は革命によって打倒され、市民が政治の担い手となった①。このような市民革命の理論的根拠となったのが、**近代自然法思想**や**社会契約論**である。



■3.1.5. 近代国家から現代国家へ

□ 社会の変化

近代国家では「市民」が政治の担い手となり、大衆（一般庶民）に参政権は認められなかった（制限選挙）。しかし、19世紀以降次第に**普通選挙制度**が導入され、**議会制民主主義**が定着することで現代国家では大衆が政治の担い手となった。



□ 経済の変化

近代国家では、市民は自由な経済活動のために市場に対する介入を極力さけることを要望し、**自由放任主義**（レッセ・フェール：フランス語で「為すにまかせよ」の意）が基本となった。この理論的な根拠となったのが、18世紀の英の経済学者**アダム・スミス**である。市場の自動調節機能（神の「見えざる手」）が働くため、政府が手を加えることなく財の適切な配分が市場を通じて達成され、社会全体の福祉が増大した。

しかし、20世紀になると世界恐慌の発生など従来の経済学では対処できない問題が生じたため（**市場の失敗**），金融・財政政策によって景気変動を調節する必要性が生じた。その理論的根拠となったのが**ケインズ経済学**である。

①イギリスは議会を通じて効率よく徴税するシステムを確立したが、フランスは失敗し、最終的には革命に至った。18世紀に最終的にイギリスが勝利できたのは強い財政による軍事力を確保できたからである（財政＝軍事国家）。（参照：村田 [2015] pp.16-19）



A.スミス（英）
(1723-1790)

「自分の利益だけを追求すること
でしばしば社会全体にとっての利
益が実現する」『國富論』1776年

従来の経済学は景気が良い時だけの
「特殊」な条件だけを想定してい
る。しかし、失業や不況も含めたよ
り「一般」的な理論が必要である。
『雇用、利子及び貨幣の一般理論』
1936年



J.M.ケインズ（英）
(1883-1946)

■補説：古典派経済学とケインズ経済学

かつての経済学（古典派経済学）では「供給が需要を生み出す」（セイの法則）という考えが主流であった。要するに経済水準は供給によって決定されるもので、需要を増やすには供給を増やせばよいという考え方である。したがって景気の悪化も供給不足を是正することで対処できるとし、政府の経済に対する不介入が当然とされていた。しかし古典派経済学は現実の失業問題や景気の低迷に有効な対策を提示することはできなかった。

これに対してケインズ経済学はセイの法則を批判し、「経済水準は需要によって決まる」と考え、政府が公共事業や社会保障を通じて需要を生み出すことによって景気が回復すると主張したのである。例えば無駄とされる公共事業であっても、失業者が雇用されて労働者となり、その労働者がその収入によって財やサービスを購入というように経済的波及効果が期待できる。このように政府による経済介入を正当化するという経済学上の大きな革命を起こしたのがケインズ経済学である。

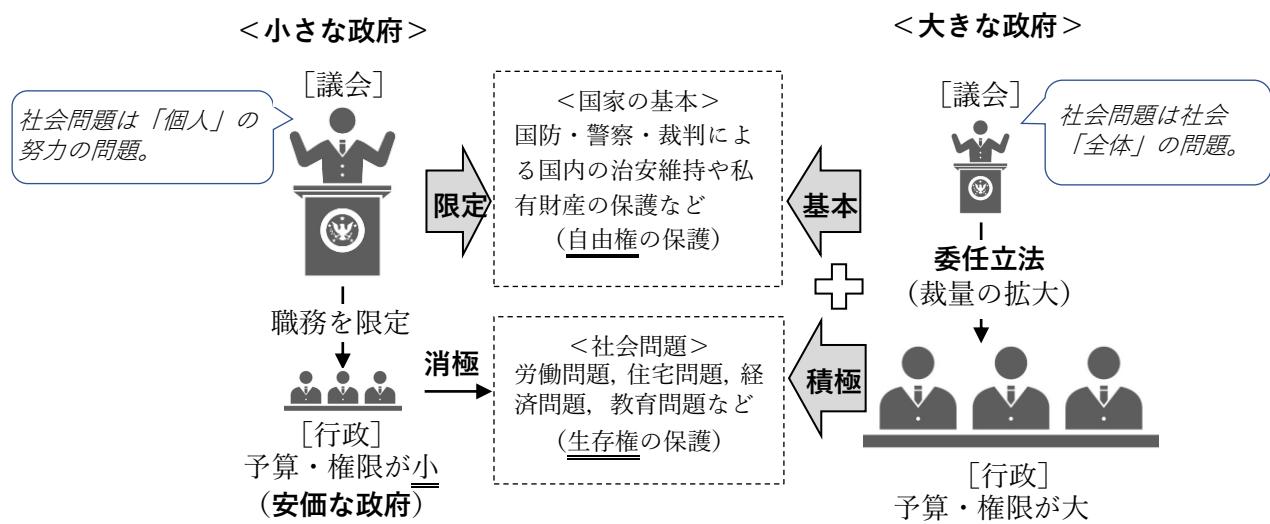
□ 政府・国家の変化

①夜警国家・立法国家・小さな政府

近代国家では自由放任主義が基本とされたため、政府の役割は国防・警察・裁判などの最低限で良いとする「小さな政府」が志向された（財政規模が少なくて済むという意味で**安価な政府**（チープ・ガバメント）ともいう）。国家権力の中心は立法府（議会）にあると考えられたことから、**立法国家**とも呼ばれる。しかし、「安価な政府」つまり「小さな政府」では、様々な社会問題（労働問題・都市問題）に対処できないため、ドイツの社会主義者**F.ラッサール**によって**夜警国家**とも揶揄された。

②福祉国家・行政国家・大きな政府

その後、各国では都市化や産業化が進み、そして世界大戦などを経験する中で、国家の役割は次第に拡大していった。特に国家が総力を挙げて戦う（総力戦）ためには、国民の協力が必要であり、戦時経済のために労働組合や社会主義政党の協力も不可欠であるため、国民の要望に応え参政権を拡大し、福祉制度の充実などを進めた。こうして、福祉を国家の責務として行う**福祉国家**が誕生した。このように現代国家はその範囲や役割を拡大させ、法律の中身を行政に委ねる**委任立法**の増大など立法府に対する行政府の優位を生み出したことから**行政国家**と呼ばれ、その規模が巨大化したことから**大きな政府**ともいう。



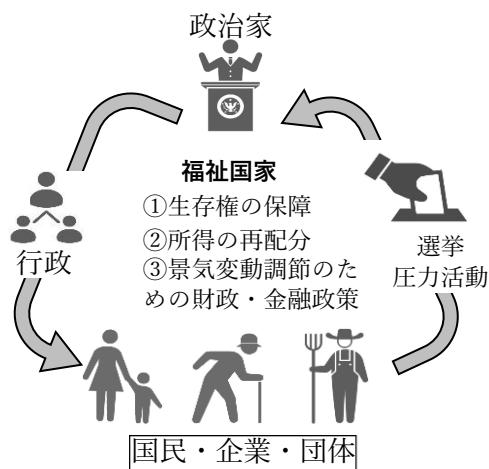
■3.1.6. 福祉国家の再編と新自由主義

□ 政府の失敗

第二次世界大戦後の先進国は福祉国家化を進めた。しかし、福祉国家化に伴い予算や公務員が増大するため、財政上の負担も大きくなつた。また、政府が社会や経済の様々な場面でその活動を増大させることができて民間企業の活動の障害となつてゐるという認識も生まれた。これを「政府の失敗」という。

□ 新自由主義の登場

特に 1970 年代の石油危機以降、財政赤字を縮小し、再び市場メカニズムの意義を積極的に評価し、政府の規模を見直すことを求める新自由主義（ネオ・リベラリズム）が登場した。例えば、国営企業の民営化や規制緩和を推進したイギリスのサッチャー首相（サッチャリズム）、アメリカのレーガン大統領（レーガノミクス）、日本の中曾根首相などが代表的である



3.2. 国家論

■3.2.1. 国家に関する主な学説

以下の表にまとめられている国家に関する学説は、(日本の)高校の「社会科」で登場するものである。公務員試験対策としては詳しく暗記する必要はないが、一応の基礎知識として目を通しておこう。

	学説	代表的論者	概要
起源による分類	王権神授説	フェルマー（英） ボッシェ（仏）	国家は神の意思によって作られたもので、統治者の権力は神から与えられた神聖・絶対的なもの ⇒ [16～18世紀の近世ヨーロッパ。ローマ教皇に頼らずに君主の支配を正当化]
	国家征服説	グンプロヴィッチ（仏） オッペンハイマー（奥）	国家はより強大な種族・階級が、より弱小な種族・階級を実力によって征服した結果生じたもの ⇒ [19～20世紀の社会主義。マルクス主義に依らないで、国家の権力実態を説明]
	社会契約論	ホップズ（英） ロック（英）・ルソー（仏）	国家は自由・平等な人民の合意（契約）によって成立了るものであり、政府は人民の権利の受託者 ⇒ [17～18世紀の市民革命。個人が国家を形成するとの立場]
	階級国家論	マルクス（独） エンゲルス（独）	国家はある支配階級が他の階級を支配・抑圧するための権力機構であり、階級支配の道具 ⇒ [19～20世紀のマルクス主義の国家論]
本質による分類	国家有機体論	ブルンチュリ（独） スペンサー（英）	国家はそれ自体生きている有機体と見る立場。国家の構成員である個人は全体の機能を分担する細胞としての役割を持つ。 ⇒ [19世紀のヨーロッパ。個人よりも国家が先行するとの立場。社会契約説の逆]
	国家法人説	イエリネック（独） ゲルバー（独）	国家を法理論上でいう法人と見る立場。国家主権は君主にも人民にも属さず国家自体にある。 ⇒ [19～20世紀。君主主権説を批判するための理論]
	多元的国家論	ラスキ（英） マッキーヴァー（英） バーカー（英）	国家は多様な社会集団の1つに過ぎず、社会集団間の利害調整を担う点でのみ優越性があるに過ぎない
機能による分類	夜警国家 (立法国家)	国家の機能を、防衛や治安の維持など必要最小限にとどめ、「安価な政府」を理想とする国家観。このような国家をドイツの社会主義がラッサールは「夜警国家」と呼んで批判した。	
	福祉国家 (行政国家)	失業や貧困などの諸課題を国家の積極的な施策によって解決し、国民の福祉の向上をはかることを理想とした国家観。	

■3.2.2. 一元的国家論と多元的国家論

□ 背景

多元的国家論は、夜警国家から福祉国家への転換期において国家権力が著しく増大したことに警鐘を鳴らし、国家権力の絶対化を防ぎ自由主義を守るために唱えられた理論である。主として1910～20年代のイギリスでこの議論は展開された。

□ 一元的国家論

まず、多元的国家論について詳述する前に、そもそも「多元的」とは何との対比で語られているのかを確認しておきたい。多元とは一元の対になる言葉であり、国家権力を理想化し、国家に絶対的な意義を認める議論を**一元的国家論**という。

例えば、国家を「人倫の最高形態」と考えた**ヘーゲル**は一元的国家論の代表的存在である（☞II.■4.6.1）。またイギリスにおいてもヘーゲルの影響を受け、国家の倫理性を強調し理想主義的な国家論を説いたグリーンなども含まれる [☞II.■4.6.5]。

□ 多元的国家論

多元的国家論は以上のような理想主義的な一元的国家論に対する批判として生まれたもので、国家の絶対的優位性を否定し、国家をあくまで社会の中の一部に過ぎないと考える理論である。

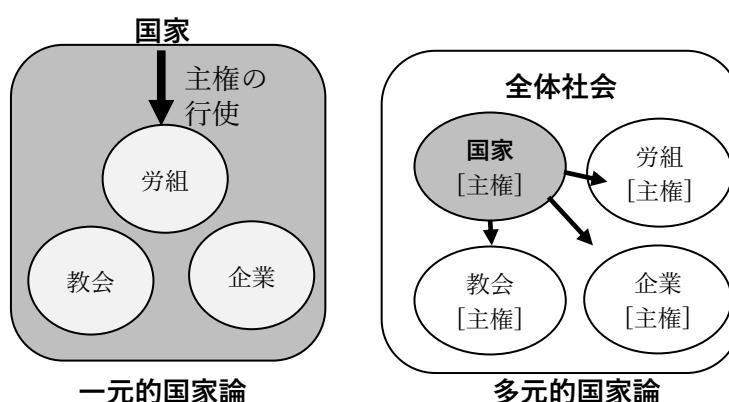
まず、多元的国家論は国家と社会を区別すべきことを強調する。国家は**「全体社会」**から見れば、他の集団と比較して一定の優位性を有するものの、企業や労働組合などと同じくある限定された機能を有する**「部分社会」**に過ぎない。

そして、主権は国家のみが有するものではなく、様々な結社（部分社会）に分割されているとして**「主権の複数性」**を唱えた。このように主権が多元的に存在することを想定していることから多元的国家論と呼ばれるのである。

□ 主な論者

多元的国家論を唱えた論者としては、イギリスの**E.バーカー**、**H.ラスキ**、アメリカの**R.マッキーヴァー**などが有名である。それぞれの論者の主張は様々であるが、全員に共通しているのは人々が身近な中間集団（宗教団体、労働組合、地域団体など）に参加し、それぞれの集団における権力行使（自治）に携わることで、大衆の受動性が克服され、政治に主体的に関わるようになると考えたことである。

図表：一元的国家論と多元的国家論



ラスキ (1893-1950) は英の政治学者。英労働党、フェビアン教会などで指導的な立場にあった。ラスキは労働組合という結社に期待したが、フィギス（英）は宗教団体に期待した。また、リンゼイ（英）は中世の教会の存在に注目し、中世国家は多元主義的であったと論じた。以上のように多元的国家論も論者によって注目点は異なるのである。

3.3. イデオロギー

■3.3.1. イデオロギー

イデオロギー (ideology) とは「**観念形態**」、「**信念体系**」などと訳されるが、政治的・社会的意見や思想傾向という意味でも用いられる。定説が不在で多義的な概念でもある。本節では、政治学を学習する上で欠かせない代表的なイデオロギーである、自由主義、民主主義などの概念を説明しておきたい。イデオロギーについてさらに詳しい解説は次回以降で行う。(☞II.4.8, III.7)

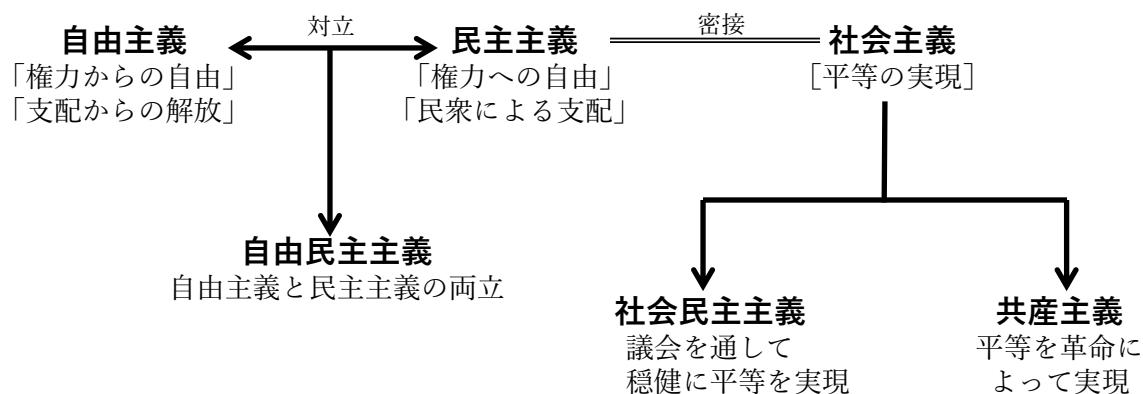
■3.3.2. 主なイデオロギーの配置

社会主義についてはいずれ学習する内容であるが、今後の政治学の学習にとって不可欠な内容でもあるので簡単に説明しておこう。

社会主義とは要するに資本主義の発展によって生じた不平等の拡大などの社会問題を、社会全体の在り方を根本的に変革することで解決することを目指す思想をいう。したがって、社会主義の思想は民衆の支配を求める民主主義とは非常に密接な関係にあり、19世紀では民主主義と社会主義はほぼ同じ立場を意味した。

しかし、議会制民主主義が定着していく中で、社会主義の立場も社会民主主義と共産主義の2つに大きく分かれいくようになった。社会民主主義が議会制度を通じて協調しながら穏健に平等の実現を目指すのに対して、武力行使を通じた革命（暴力革命）によって理想とする平等な社会の実現を目指すのが**共産主義**である①。

①共産主義が日本でも弾圧されてきたのは、元来共産主義が自らの理想の実現には武力行使も辞さないとの考え方を持っていたからである。一般的には社民も共産も同じように見えるかもしれないが、理想の実現方法が大きく異なる。このため元々仲はよくない。以上のことは、共産主義者やそのシンパの人々がある種の「軍事オタク」であることの理由もある。例えば宮崎駿のアニメはどんなものが多いか考えてみよう。そもそも「ジブリ」というのはイタリアの軍用機の名前からとられたものである。軍事オタクは決して右翼の専売特許ではないのである。



3章 演習問題

☆特別区 2015

古代ギリシアにおけるデモクラシーは、大規模な都市国家で行われ、政治参加の権利は市民権を持つ成人男女に平等であり、間接民主主義がとられていた。

「大規模」「男女に平等」「間接民主主義」という点が誤り。まず古代ギリシャの都市国家は現在と比べると人口は非常に少ないので「小規模」である。そして市民権は成人男性のみで女性は排除されていた。また市民権を有するものが民会で一堂に会する直接民主制が採られていた。

☆国総 2014

直接民主制の原型は、古代ローマにみることができる。古代ローマでは、属領の住民や奴隸は市民と見なされなかったので、政治に関わることができた市民は生粋のローマ人だけに限定されていた。その数は多くなかったので、政治への直接参加が日常的に機能していた。

直接民主制の原型は古代ローマではなく、古代ギリシャである。

☆特別区（教養）2019

モンテスキューは「諸国民の富」の中で、国家は国民が自由に活動するための条件を整備すればよく、国家の任務は国防や治安の維持など、必要最小限のものに限るという自由放任主義の国家を夜警国家と呼んで批判した。

まずモンテスキューが誤り。『諸国民の富（國富論）』を執筆し、自由放任主義を唱えたのはアダム・スミスである。また、「夜警国家と呼んで批判」という点が誤り。夜警国家とは自由放任主義の国家を批判するドイツの社会主義ラッサールが提唱した言葉である。

☆裁判所（教養）2010

20世紀に入ると、失業や貧困等の様々な社会的問題を解決する「大きな政府」への期待が高まり、多くの先進国では、公共事業により雇用を創出し、国内需要を喚起するケインズ型の経済政策が採り入れられるようになった。所得の再分配を目的とした逆進課税制度も、「大きな政府」に特徴的な税制である。

「逆進課税制度」という点が誤り。正しくは累進課税制度である。累進課税とは所得（課税標準）が高いほど税率が上がる仕組みである。逆進課税とは所得の高低に関係なく税率が一定であるため、所得が低いほど税負担が大きくなる制度をいう。

☆国般 2008

ケインズ主義では、経済水準は需要によって決まるとするセイの法則により、政府による福祉支出は需要拡大効果を生み、経済規模を拡大させるものと評価される。一方の新古典派主義では、市場では自動安定化装置が働くため福祉支出による需要拡大は不可能であり、福祉政策は経済の安定に寄与しないとする。

まず「需要によって決まるとするセイの法則」という点が誤り。正しくは「需要は供給によって決まる」と考えるのがセイの法則であり、ケインズ以前の古典派経済学の前提である。また「新古典派主義では～福祉政策は経済の安定に寄与しない」という点も誤り。新古典派主義とは古典派経済学とケインズ経済学を統合した立場であり、ケインズを否定するものではない。

☆国総 2005

アメリカ合衆国においては、リベラリズムと保守主義の対立を見ることができる。例えば、1960年代において連邦政府が保守主義に基づき行っていた「貧困との戦い」という社会福祉政策に対して、リベラリズムの観点から社会福祉政策が労働者の勤労意欲を失わせただけでなく、政府権力の肥大化と自由の侵害を招いたという批判が行われた。

保守主義とリベラリズムの説明が逆になっている。社会福祉政策を重視するのがアメリカのリベラリズム、自由を重視する観点から社会福祉政策に批判的なのがアメリカの保守主義である。



無断複製・無断転載等を禁じます。